

資料6. 平成17年度計画実施状況報告書

組織名 文書館

1. 平成17年度計画の全体的な実施状況について

各事務組織の協力により、法人文書が円滑に移管され、高い移管率を達成した。情報公開業務においても、書庫整備を継続的に行い、Webページのコンテンツを充実させた。平成17年度は、平和学術文庫を開設するとともに、企画展示(3回)、公開講座(広島から世界の平和について考える、我が家の近代史)を行った。教育(広島大学の歴史)も、例年通りに実行、オーラル事業では、報告書『聞き書き平岡敬平和回想録』を刊行した。

2. 平成17年度計画での特色ある取組についての実施状況

平成17年度での特色ある取り組みとしては、被爆・戦後60年の特別企画として、公開講座「世界の平和について考える」(4日間、120名)および「金井学校の二人展」を行った。また、文書館内に「平和学術文庫」を創設し、金井利博関係文書、平岡敬関係文書、大牟田稔関係文書等、合計約5万点の整理・公開事業を開始した。本事業の結果、戦後の被爆者援護活動および原水爆禁止運動等を含む広島を中心とする平和問題・運動資料について、日本最大の所蔵量をもつこととなった。

3. 平成18年度以降に向けての改善事項

平成18年度以降、法人文書の整備に重点を置くこととしたい。基本的に、数値目標を掲げた中期計画はほぼ完遂しており、内容の充実化をより促進していくこととしたい。

コンテンツのデジタル化・アーカイブ化を部局として独自に積極的に進めているが、学外一般の利便性を考慮した場合、操作性の統一などアクセスビリティを高めるシステムを全学的に構築するような工夫が必要であろう。この点については全学規模での改善に期待したい。

4. その他特記事項

平成17年度には、原爆放射線医科学研究所および平和科学研究センターとの連携、入学センターへの協力、情報メディア教育研究センターとの共同提案等、他部局等の協力関係を充実させた。また、テレビ(1回)、新聞(3回)とメディアでも取り上げられ、社会的な認知度を高めることができた。

上欄「3」に記載したデジタル化・アーカイブズ化に関する改善点を解決する案として、情報メディア教育研究センターとの間で、「バーチャル・ヒロシマ・ユニバーシティ(VHU)」構想を企画立案し、その実現に向け努力している。

資料 7. 文書館 平成 18 年度 年度計画

中期計画	平成 18 年度 年度計画
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 (学士課程)</p> <p>【教養教育の成果に関する具体的目標の設定】 広島大学文書館担当教員を中心に、広島大学 50 年史編集事業に関係した教職員により組織する。</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 (学士課程)</p> <p>【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】</p> <p>① 各講義においては、学生の関心を高めるデジタルな教材を準備するなどの工夫をし、講義内容の理解を深める。</p> <p>② 講義内容をビデオ等で記録し、次回以降の講義内容の向上に資する。</p> <p>【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】</p> <p>① 講義内容に派生する問題について、受講者の関心に基づきレポートを作成させ、電子メールや Web 等の多様な手段を活用して評価する。</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 【教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策】</p> <p>① 教材として小冊子「広島大学の歴史」を刊行する(市販等も検討する)。</p> <p>② 講義シラバス及び講義関係文献等をホームページ上で公開する。</p> <p>③ 全国大学史資料協議会等の学会組織を通じて、教育方法の研究・開発を行う。</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 【成果の社会への還元に関する具体的方策】</p> <p>① 戦後日本の高等教育研究の実証性を高め、その研究基盤の育成を行う。</p> <p>② 森戸辰男の関係史料をはじめとする所蔵資料及び今後収集を進める資料の整備を進めデータベースを構築する。</p> <p>③ 所蔵資料を活用して研究を行い、その成果を史料紹介、研究論文、著書、研究報告、Web 等の形態で積極的に公表する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 (学士課程)</p> <p>【教養教育の成果に関する具体的目標の設定】 教養的教育科目・総合科目「広島大学の歴史」を行う。広島大学文書館担当教員を中心により組織する。全学必修化に向けた準備を行う。(平成 17 年度にも実施済・継続事業)</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 (学士課程)</p> <p>【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】</p> <p>① 各講義においては、学生の関心を高めるデジタルな教材を準備するなどの工夫をし、講義内容の理解を深める。(平成 17 年度にも実施済・継続事業)</p> <p>② 講義内容をビデオ等で記録し、次回以降の講義内容の向上に資する。(平成 17 年度にも実施済・継続事業)</p> <p>【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】</p> <p>① 講義内容に派生する問題について、受講者の関心に基づきレポートを作成させ、電子メールや Web 等の多様な手段を活用して評価する。(平成 17 年度にも実施済・継続事業)</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 【教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策】</p> <p>① 小冊子「広島大学の歴史」の平成 19 年度刊行に向け準備を進める。</p> <p>② 講義シラバス及び講義関係文献等をホームページ上で公開する。(平成 17 年度にも実施済・継続事業)</p> <p>③ 全国大学史資料協議会等の学会組織を通じて、教育方法の研究・開発を行う。(平成 17 年度にも実施済・継続事業)</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 【成果の社会への還元に関する具体的方策】</p> <p>① 戦後日本の高等教育研究の実証性を高め、その研究基盤の育成を行う。</p> <p>② 締結した協定書にもとづき、横浜市所蔵森戸辰男文書の長期貸出にもとまら</p>

中期計画

- ④ 文書館の機能について研究し、政策研究としての文書学研究、史料論研究、記録管理方法の開発等を行う。
- ⑤ 類縁機関(京都大学文書館)との連携を強化し、全国的な研究ネットワークを形成することで、研究成果を社会に還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】

- ① 文書館担当専任教員を中心に、広島大学文書館運営委員会委員の教員及びその他の教員により構成されている森戸文書研究会等と連携し、多角的で柔軟な研究組織を形成する。

【研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策】

- ① 事務局内公文書室と附属図書館内の大学史資料室の整備（移动式書架の設置等）を進める。
- ② 公文書室担当専任教員を中心に、関係事務セクションとの連携を深め、所蔵資料の整理に基づきデータベースを構築する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

【地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策】

- ① 大学史資料室の所蔵文書について閲覧スペースを設置して所蔵文書等を公開する。
- ② 本学に対する地域社会の理解を深めるために企画展示を行う。
- ③ 広島大学史紀要の刊行を継続し、同誌を通じて目録公開・史料紹介等を行う。
- ④ 既設の Web ページにおけるコンテンツの充実を図り、成果等を国内外に公表する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

【事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策】

- ① 書庫を整備し、永久保存資料および歴史文書等を配架する。

平成18年度 年度計画

整理事業を行う。

- ③ 所蔵資料を活用して研究を行い、その成果を史料紹介、研究論文、著書、研究報告、Web 等の形態で積極的に公表する。
- ④ 文書館の機能について研究し、政策研究としての文書学研究、史料論研究、記録管理方法の開発等を行う。
- ⑤ 類縁機関(京都大学文書館等)との連携を強化し、基盤研究(B)「大学所蔵の歴史的公文書の評価・選別についての基礎的研究」(平成 17～19 年度)に参画することで、研究成果を社会に還元する。
- ⑥ 平和学術文庫の整備を行い、その充実を図るとともに、目録等を刊行する。具体的に、大牟田関係資料の整備を進める。
- ⑦ 文書館担当専任教員を中心に、多角的で柔軟な研究組織を形成する。具体的には、森戸文書研究会、公開講座「我が家の近代史」に対応する研究組織の整備を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】

- ① 教育・研究および整理・公開業務の充実を図るために大学史資料室・公文書室等にそれぞれ専任教員を配置する。

【研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策】

- ① 公文書室担当専任教員を中心に、関係事務セクションとの連携を深め、所蔵資料の整理に基づきデータベースを構築する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

【地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策】

- ① (平成 16 年度実施済み)
- ② 展示室を設置し、常設展示および特別企画展示を行う。
- ③ 広島大学文書館紀要の刊行を継続する。
- ④ 既設の Web ページにおけるコンテンツの充実を図り、成果等を公表する。
- ⑤ 公開講座を開催し、地域貢献を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

【事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策】

- ① 庫を整備し、永久保存資料および歴史文書等を配架する。(平成 17 年度にも

中期計画	平成18年度 年度計画
<p>② 行政文書の保存・整理・廃棄・管理を一元化し、文書館所蔵の行政文書・記録の検索を容易にするシステムを構築する。</p> <p>③ 行政文書の廃棄作業を一元的に行うことで廃棄にともなう事務を合理化する。</p> <p>④ 上記の合理化・効率化に資するため記録の作成に関するマニュアルを作成する。</p>	<p>実施済・継続事業)</p> <p>② 行政文書の保存・整理・廃棄・管理を一元化し、文書館所蔵の行政文書・記録の検索を容易にするシステムを構築する。(平成17年度にも実施済・継続事業)</p> <p>③ 行政文書の廃棄作業を一元的に行うことで廃棄にともなう事務を合理化する。(平成17年度にも実施済・継続事業)</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>【大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策】</p> <p>① 関係資料を現物公開する。</p> <p>② 公開にあたり、Webページ及び広島大学史紀要、冊子等の形態で、所蔵資料を史料紹介、目録等により公開し、内外利用者の利便性を高める。</p> <p>③ 情報公開担当部門より移牒された案件に関して情報公開担当部門に回答を行う(公文書室担当)。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>【大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策】</p> <p>① 係資料を現物公開する。(平成17年度にも実施済・継続事業)</p> <p>② 業務内容について業務日誌を作成し、web、大学広報誌、広島大学史紀要等多様な媒体を用いて公開する。(平成17年度にも実施済・継続事業)</p> <p>③ 情報公開担当部門より移牒された案件に関して情報公開担当部門に回答を行う(公文書室担当)。(平成17年度にも実施済・継続事業)</p>

(注)

- 1 「国立大学法人広島大学」の年度計画との対応、分担関係を整理する必要がありますので、中期計画、中期目標とともに「国立大学法人広島大学の中期目標」の項目【Ⅰ】の項目までに合わせて記入してください。ただし、大学の項目に該当項目【Ⅰ】の項目がない場合は、関係する項目(ローマ数字、算用数字の項目)に整理してください。
- 2 大学の中期計画に記載している「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置」から「Ⅴ その他の業務運営に関する重要目標を達成するためのべき措置」の項目のうちにも当該部局等の運営に必要な事項について作成してください。その際は、対応する中期計画を併せて作成願います。
- 3 作成に当たっては、タイムテーブルなど中期計画期間中における位置づけを明確にし、使用可能な資源(予算および人的資源)を視野にいれ、実行可能な計画としてください。
- 4 全国共同利用施設、中国・四国地区国立大学共同利用施設及び学内共同教育研究施設は、それぞれのセンター等推進部門の意見を聴いて作成してください。
- 5 別途作成していただいた「中期計画及び平成16年度～平成21年度年度計画」から、平成18年度年度計画分を転記してください。

資料 8. 平成 18 年度計画実施状況報告書

組織名 文書館

1. 平成 18 年度計画の全体的な実施状況について

各事務組織から法人文書が円滑に移管され、歴史資料となる文書について、ほぼ完全な移管を行った。情報公開業務についても、公文書書庫、平和学術文庫、森戸辰男記念文庫の整備を行うと共に、Web ページのコンテンツを充実させた。また、新たに歴代学長関係文書(沖原豊関係文書、原田康夫関係文書)および先輩資料(久保亘関係文書、今中比呂志関係文書)、前身校関係資料(広島師範学校下等小学科関係者個人文書・高橋家文書)、統合移転関係資料(蔵田勝也関係文書)、平和学術文庫関係(山代巴関係文書)等個人文書の寄贈等をうけ、所蔵資料を充実させると共に、整理作業を行っている。

また、横浜市との協定をもとに、今年度より横浜市所蔵森戸辰男関係文書の整理作業を開始し、全体の約四割を整理した。大牟田稔関係文書を中心に平和学術文庫の整理事業についても計画通りに行った。総合科目「広島大学の歴史」では、恒常的に 100 名を越える学生が受講するようになっており(119 名)、アンケートからも満足度が高い。公開講座「我が家の近代史」についても前年度同様に行い、高い満足度が得られている。オープンキャンパスでは、企画展示「森戸辰男展」(入場者 600 名)を行った。オーラルヒストリー事業においても、浜本万三氏(元参議院議員、元労働大臣)に加え、新たに、大学紛争期学生委員会・学生部関係者の座談会を行っている。また、文書館のデータベース入力支援・データベース管理システム(HUADS)を導入し、文書館の文書管理業務を合理化かつ刷新した。以上、平成 18 年度計画については、ほぼ完遂し、加えて下記にあるような特色ある取り組みを行った。

2. 平成 18 年度計画での特色ある取組についての実施状況

平成 18 年度には、広島大学文書館として下記の三つの事業を展開した。

第一に、附属学校との共同研究事業「進路指導の改善と大学に関する情報提供の充実—自校史教育が高校生の進路選択に及ぼす影響に関する研究—」を実施し、附属学校において「広島大学の歴史」を講義した。これにより、その影響度に関する研究を行なうとともに、継続事業とすることとした。

第二に、建学の精神および理念五原則にある「平和」に焦点を合わせ、原爆放射線医科学研究所附属国際放射線情報センター、平和科学研究センターと三者連携事業を行い、国際シンポジウムを二回開催した。

第三に、全国大学史資料協議会の総会・研究会を広島大学にて行い、基調講演「大学文書館における個人文書の位相～広島大学文書館を一例に～」を行うと共に、大会

運営を主催した。

他に、総合科学研究科平和科学プロジェクトにも参画・協力している。さらに、文書館の管理運営にあたって、教員の個人評価指標を策定し、平成 19 年度より実施することとした。

3. 平成 19 年度以降に向けての改善事項

基本的に、数値目標を掲げた中期計画はほぼ完遂しており、公文書室における法人文書および大学史資料室の特殊文庫の充実化をより促進していくこととしたい。

また、電子文書の保存・管理についても、情報政策室等とも協議の上、文書管理システムの更新にあわせて進めていくこととしたい。また、歴代学長文庫の創設および、前身諸学校関係文書、および、分館に指定している各部局文書についても一元的管理ができるように整備を行いたい。さらに、スペースの配分がないため実現できていない展示室についても、実現化に向けた努力を継続していくこととしたい。これにあわせた人員整備も必要と考えている。

4. その他特記事項

平成 18 年度には、下記の二冊を刊行した。

広島大学文書館編『地方自治とは何か―竹下虎之助回顧録』(現代史料出版)、p384

広島大学文書館編『広島から世界の平和について考える』(現代史料出版)、p274

また、情報政策室広報グループの協力のもと、広島大学文書館『広島大学の歴史』(p25)を刊行し、広島大学編『広島大学五十年史 通史編』(p970)の編纂事業を終了した。

このほか、平成 19 年 2 月 10 日に、NHK 教育放送、E T V 特集「焼け跡から生まれた憲法草案」で文書館および森戸辰男関係文書が紹介されたほか、テレビ、ラジオ、新聞等で報道・紹介されている。

なお、『広島大学の歴史』は、校友会の発足にあわせるため、平成 19 年度事業であったものを前倒しして行った。

資料 9. 広島大学評価委員会による平成 18 年度計画実施状況に対する評価

〔広島大学評価委員会『各室及び各部局等の平成 18 年度計画実施状況報告書』（平成 19 年 6 月 30 日）より文書館部分（89 頁）を抜粋〕

平成 18 年度計画実施状況報告書

組織名 文書館

— 文書館による自己評価部分省略（135～136 頁に掲載） —

*評価委員会コメント

・平成 18 年度計画の実施状況は良好であり，広島大学の歴史に関する積極的な取り組みは，本学のさらなる発展のために重要なものであると評価します。

法人文書の移管整理を進め，さらに大学の歴史資料として特殊文庫の充実を図っている点も評価できます。

個人文書の所蔵についても，歴史的に重要な文書についてはさらに充実した収集・整理を期待します。

文書館のデータベース管理システムの整備とあわせて，情報公開業務の推進も引き続き図っていただきたい。

平成 18 年度に刊行した「広島大学の歴史」は興味深いものであり，在学生，教職員に広く配布いただきたいと思えます。

資料 10. 平成 19 年度計画（略 資料 12 の平成 19 年度欄を参照）

資料 11. 平成 19 年度計画実施状況報告書

組織名 文書館

1. 平成 19 年度計画の全体的な実施状況について

各事務組織から法人文書が円滑に移管され、歴史資料となる文書について、ほぼ完全な移管を行った。また、統合移転以来、未着手であった本部中間書庫(一階ピット)の整理を 8 月に行い、本学の文書管理システムを体系的に整備した。整理事業としては、森戸辰男記念文庫(横浜市所蔵森戸辰男関係文書)および平和学術文庫(大牟田稔関係文書)を中心に行い、ともに約 6 割の整理を終了した。さらに、歴代学長関係文書(皇至道関係文書)や旧教職員資料(今井日出夫関係文書ほか)および同窓生資料(梶山季之関係文書ほか)等個人文書の寄贈等をうけ、整理作業を行った。梶山季之関係文書の寄贈をうけて展示を行い、文書館に梶山季之文庫を設置することが決定した。

教育・研究事業としては、総合科目「広島大学の歴史」が、恒常的に 100 名を越える学生が受講するようになっており(平成 19 年度受講生数 120 名)、アンケートの満足度も高くなっている。公開講座「我が家の近代史」についても前年度同様に行い、高い満足度が得られている。オーラルヒストリー事業においても、浜本万三氏(元労働大臣)の聞き取りを終了し、大学紛争期学生委員会・学生部関係者の座談会は刊行のため編集作業中である。総合科学研究科の平成 19 年度大学院教育改革支援プログラムに参画。外部評価(2 月 21 日)と、個人評価を実施した。

2. 平成 19 年度計画での特色ある取組についての実施状況

下記の 3 点の事業を展開した。

第一に、梶山季之の 33 回忌を記念した事業に参画し(展示を主催)、梶山家より資料が寄贈されることとなり、梶山季之文庫を創設した。この結果、歴代学長文庫の創設を次年度以降とした(整備準備は行った)。

第二に、文書館として二つ目の総合科目「広島大学のスペシャリスト」を開講した(45 名)。学生の評判もよく、来年度以降も継続することとした。

第三に、竹原市との事業は、地域貢献事業として採択されなかったため、事業を縮小して行った。一方、梶山季之記念事業および山代巴展の開催等で、他機関(梶山季之事業委員会、ふくやま文学館・三次市山代巴記念室)との協同による事業を展開した。

3. 平成 20 年度以降に向けての改善事項

数値目標を掲げた中期計画はほぼ完遂しており、公文書室・法人文書および大学史資料室・特殊文庫を整備充実させ、情報公開を進めていく。電子文書の保存・管理を、文書管理システムの更新にあわせて進めていくこととしたい。

また、史料的な充実を果たしている歴代学長文庫の創設、および、分館に指定している各部局文書についても一元的管理ができるように整備を行いたい。

さらに、中期目標で唯一、未達成である展示室についても、実現化に向けた努力を継続していくこととしたい。以上ともに、例年と同じように人員の整備要求を行う。

4. その他特記事項

平成19年度には、下記の二冊を刊行した。

広島大学50年史編集委員会、広島大学文書館編『広島大学五十年史 通史編』広島大学(p.883)

広島大学文書館編『広島大学の歴史』広島大学出版会(p.482)

このほか、平成19年4月29日、NHKスペシャル『日本国憲法 誕生』で、文書館および森戸辰男記念文庫が紹介された。梶山季之記念事業に参画し、広島市内旧日銀広島支店で『文学資料展 梶山季之』を開催し、学内でも梶山の企画展示を行った。杉谷富代氏によるオブジェ「あの日」の寄贈を受けて展示を行い、山代巴展をふくやま文学館で行った(展示は計6回)。梶山展・山代展については、各種メディアで大きく報道された。また、三菱財団より研究助成を、梶山家より寄付を受けた。

※学部・研究科別に作成願います。

中期計画	16年度計画	17年度計画	18年度計画	19年度計画	20年度計画	21年度計画	最終成果
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 文書館担当専任教員を中心に、広島大学文書館運営委員会の他の教員及びその構成されている森戸文書研究会等と連携し、多角的で柔軟な研究組織を形成する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 研究など業務の充実を図るために大学史資料室・公文書室にそれぞれ専任教員を配置する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 研究など業務の充実を図るために大学史資料室・公文書室にそれぞれ専任教員を配置する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 教授1名を含む専任教員3名体制を整える。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 教授1名を含む専任教員3名体制を整える。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 教授1名を含む専任教員3名体制を整える。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 教授1名を含む専任教員3名体制を整える。</p>	<p>また、具体的な成果として『地方自治とは何かー竹下虎之助回顧録ー』『広島から世界の平和について考える』『平岡敬平和回顧録』他の資料集、回顧録、目録等を刊行し、成果を社会に還元している。</p>
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 文書館担当専任教員を中心に、広島大学文書館運営委員会の他の教員及びその構成されている森戸文書研究会等と連携し、多角的で柔軟な研究組織を形成する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 研究など業務の充実を図るために大学史資料室・公文書室にそれぞれ専任教員を配置する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 研究など業務の充実を図るために大学史資料室・公文書室にそれぞれ専任教員を配置する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 教授1名を含む専任教員3名体制を整える。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 教授1名を含む専任教員3名体制を整える。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 教授1名を含む専任教員3名体制を整える。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】 〈計画番号29〉</p> <p>⑩ 教授1名を含む専任教員3名体制を整える。</p>	<p>また、具体的な成果として『地方自治とは何かー竹下虎之助回顧録ー』『広島から世界の平和について考える』『平岡敬平和回顧録』他の資料集、回顧録、目録等を刊行し、成果を社会に還元している。</p>

中期計画	当部門に回答を行う (公文書室担当)。									最終成果
16年度計画										
17年度計画										
18年度計画										
19年度計画										
20年度計画										
21年度計画										

Ⅲ 広島大学^{ぶんしょかん}文書館事業概要

(平成20年1月31日現在)

1. 概要（平成16年4月1日～平成20年1月31日）

（1）沿革及び経過

①沿革

年 月	で き ご と
平成 9年 4月	広島大学創立50周年記念事業委員会設置
平成10年 2月	広島大学50年史編集室設置 広島大学50年史編さん事業を開始
平成10年 4月	広島大学50年史編集専門委員会幹事会が「広島大学文書館設立に関する覚書」を決定
平成12年 2月	広島大学50年史編集専門委員会が「広島大学創立50周年記念館アーカイブホール(大学資料センター)案」を副学長へ提案
平成13年 1月	情報公開法の施行への対応のため評議会内に設置された情報部会が「広島大学における情報公開に関する考え方(答申)」を公表したことに対し、広島大学50年史編集専門委員会が恒常的な文書保存機関の創設などを含む「情報部会答申に対する提言」を情報部会へ提出
平成13年10月	総合科目「広島大学の歴史」を開講
平成13年11月	広島大学50年史編集専門委員長が「広島大学創立50周年記念館アーカイブホール(大学資料センター)設置構想」を学長へ提案
平成14年 4月	森戸辰男文書研究会が「森戸辰男関係史料の整備に関する件」を学長へ提言
平成14年 5月	広島大学50年史編集専門委員長が「広島大学行政文書の管理体制について(ご報告)」を事務局長へ報告
平成14年 6月	広島大学50年史編集専門委員が「広島大学文書館の設置について」を学長へ提言
平成14年 8月	文書館設置検討会(座長頼祺一)が設けられ「広島大学文書館の設置に関する答申」を答申
平成15年 1月	広島大学評議会が「広島大学文書館構想に基づく」文書館の設置を決定
平成15年 3月	広島大学50年史編集室廃止
平成15年 4月	文書館設立準備室設置
平成15年10月	文書館設立準備企画公開プレ・シンポジウムを開催（中央図書館）
平成16年 3月	文書館設立準備室廃止
平成16年 4月	文書館設置
平成16年11月	森戸辰男記念文庫設置 文書館設立記念シンポジウムを開催（中央図書館）
平成17年 4月	森戸辰男関係文書の整理・公開に関して横浜市と協定書を締結
平成17年11月	平和学術文庫設置
平成18年10月	全国大学史資料協議会全国大会を開催（中央図書館）
平成19年 3月	広島大学50年史編さん事業を完了
平成19年 4月	研究員(11名)・客員研究員(19名)・調査員(7名)を委嘱

②目録の刊行

発刊年月	書名	発行	頁数	備考
平成17年7月	平岡敬関係文書目録	広島大学平和科学研究所センター	115	非売品、IPSHU 研究報告第34号

③紀要・書籍・資料編の編さん・刊行

紀要

発刊年月	書名	発行	頁数
平成17年3月	広島大学文書館紀要 第7号	広島大学文書館	142
平成18年3月	広島大学文書館紀要 第8号	広島大学文書館	127
平成19年3月	広島大学文書館紀要 第9号	広島大学文書館	90

書籍等

発刊年月	書名	発行	頁数	販売価格
平成17年11月	平岡敬平和回想録	広島大学文書館	231	非売品
平成18年7月	広島から世界の平和について考える	(株)現代資料出版	275	2,600円(税別)
平成18年7月	地方自治とは何か	(株)現代資料出版	384	3,200円(税別)
平成19年1月	広島大学の歴史	広島大学情報化推進部広報グループ	25	非売品
平成19年3月	広島大学五十年史 通史編	広島大学	883	非売品
平成19年9月	広島大学の五十年	広島大学出版会	482	1,200円(税込)

(2) 組織 (平成19年4月1日)

①スタッフ・構成

a) スタッフ

館長	小池 聖一	(国際協力研究科准教授)
副館長	大瀧 慈	(原爆放射線医科学研究所教授)
森戸辰男記念文庫長	小池 聖一	(国際協力研究科准教授)
平和学術文庫長	布川 弘	(総合科学研究科教授)
大学史資料室長	小宮山 道夫	(文書館准教授)
公文書室長	石田 雅春	(文書館助教)
	打田 典恵	(文書館事務補佐員)

b) 組織

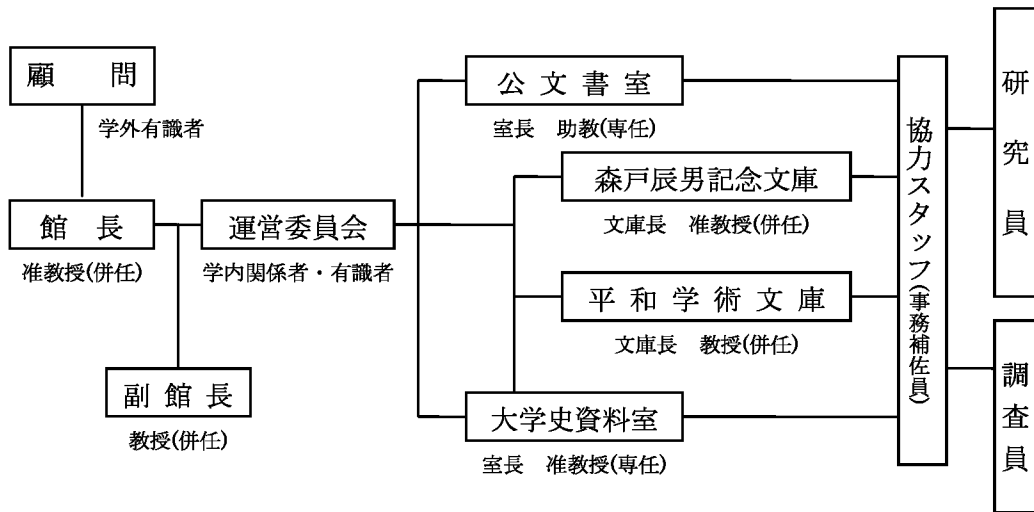
公文書室

公文書室は大学の公的記録類（これまでの行政文書と法人化以降の法人文書）を所蔵し、一般の利用に供します。

大学史資料室

大学史資料室は森戸辰男関係文書をはじめとする大学関係者の個人資料や、広島大学の沿革に関する記録、大学史に関わる公刊物等を所蔵し、一般の利用に供します。

【組織図】



②顧問（五十音順）

- 伊 藤 隆（東京大学名誉教授）
- 大 濱 徹 也（北海学園大学教授・筑波大学名誉教授・国立公文書館特別参与）
- 金 井 宏一郎（株式会社中国放送代表取締役社長）
- 竹 下 虎之助（前広島県知事）
- 戸 高 一 成（呉海事歴史科学館長）
- 平 岡 敬（前広島市長）
- 森 戸 富仁子（元文相・初代広島大学長森戸辰男夫人）

③運営委員会

委員長

- 小 池 聖 一（文書館長、文書館規則第 15 条 1 項 1 号委員）

委員

- 大 瀧 慈（文書館副館長、原爆放射線医科学研究所教授、同規則第 15 条 1 項 2 号委員）
- 細 戸 康 治（図書館部長、同規則第 15 条 1 項 3 号委員）
- 日向野 隆 司（総務部長、同規則第 15 条 1 項 4 号委員）
- 小宮山 道 夫（文書館准教授、同規則第 15 条 1 項 5 号委員）
- 布 川 弘（大学院総合科学研究科教授、同規則第 15 条 1 項 6 号委員）
- 曾 田 三 郎（大学院文学研究科教授、同規則第 15 条 1 項 6 号委員）
- 松 尾 雅 嗣（平和科学研究センター長・教授、同規則第 15 条 1 項 6 号委員）
- 石 田 雅 春（文書館助教、同規則第 15 条 1 項 6 号委員）

④研究員

勝部 眞 人 (広島大学文学研究科教授)
金田 晋 (広島大学監事)
川野 徳 幸 (原医研国際放射線情報センター助教)
坂根 嘉 弘 (広島大学社会科学研究科教授)
下田 修 二 (広島大学学長室専門員)
塚本 俊 明 (広島大学地域連携センター教授)
中山 富 廣 (広島大学文学研究科教授)
布川 弘 (広島大学総合科学研究科教授～)
宮脇 克 也 (広島大学学長室専門員)
森邊 成 一 (広島大学社会科学研究科教授)
山田 浩 之 (広島大学教育学研究科准教授)

⑤客員研究員

阿部 武 司 (大阪大学経済学研究科教授)
岩壁 義 光 (宮内庁書陵部)
折田 悦 郎 (九州大学人文科学研究院教授)
貝塚 茂 樹 (武蔵野女子大学文学部教授)
菅 眞 城 (大阪大学文書館設置準備室講師)
小山 清 (元広島大学附属高等学校副校長・百年史編纂室長)
定兼 学 (岡山県記録資料館職員)
柴田 紳 一 (國學院大學日本文化研究所准教授)
新谷 恭 明 (九州大学人間環境学研究院教育学部門教授)
季武 嘉 也 (創価大学文学部人文学科教授)
中生 勝 美 (桜美林大学教授)
中野目 徹 (筑波大学人文文化学群人文学類准教授)
中見 立 夫 (東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授)
西山 伸 (京都大学文書館准教授)
橋本 昭 彦 (国立教育政策研究所教育政策・評価研究部 総括研究官)
羽田 貴 史 (東北大学教育学研究科教授)
檜山 幸 夫 (中京大学法学部教授)
福永 文 夫 (獨協大学法学部教授)
船寄 俊 雄 (神戸大学人間発達環境学研究科教授)
村上 須賀子 (県立広島大学保健福祉学部教授)
渡辺 一 弘 (八戸短期大学幼児保育学科准教授)

⑥調査員

烏田 直 哉 (一宮女子短期大学講師)
官田 光 史 (九州大学院生)
小林 信 介 (金沢大学講師)

白石 烈 (中央大学院生)
 瀬畑 源 (一橋大学院生)
 谷 整 二 (元広島県原爆被害者団体協議会理事)
 新名 一 仁 (鹿児島大学非常勤講師)

⑦協力スタッフ

齋藤 拓海 (大学院文学研究科博士課程後期・日本史)
 酒井 真 (文書館事務補佐員)
 下向井 紀彦 (大学院文学研究科博士課程後期・日本史)
 高木 泰伸 (大学院文学研究科博士課程後期・日本史)
 徳毛 敦洋 (大学院文学研究科博士課程前期・日本史)
 西本 佳代 (大学院教育学研究科博士課程前期・教育社会学)
 前濱 毅 (大学院文学研究科博士課程前期・日本史)

(3) 文書館運営・予算

予算配分表 (千円)

年 度	当初配分 ¹⁾	決算配分 ²⁾	追加配分 ³⁾	計
平成16(2004)	9,720	—	576	10,296
平成17(2005)	9,603	3,689	4,280	17,572
平成18(2006)	9,459	2,909	1,347	13,715
平成19(2007)	9,319	3,433	3,000	15,752

- 1) 当初配分は基盤研究費(専任教員の研究費)を除く。
- 2) 決算配分は前年度の繰越が認められた予算の配分を表す。
- 3) 追加配分は学長裁量経費(研究)および同(管理)、特別教育研究経費(設備)、事業経費(新規事業・設備)、公開講座実施経費等の合計額を表す。

寄付金一覧

年 度	寄 付 者	助 成 対 象	金額(円)
平成 16(2004)	松下教育研究財団	森戸辰男文書の整備および教育・研究	1,800,000
平成 19(2007)	三菱財団	平成 19 年度学術研究助成金「被爆地広島 の復興過程における新聞人と報道に関する 調査研究」	2,000,000
平成 19(2007)	梶山美那江(個人)	梶山季之文庫の整備および教育・研究	10,000,000

(4) 施設・設備

文書館は教育学研究科 G 棟 1 階の全学共有化にともない同 G 棟内 591 m²の使用を認められ設置された。ただし平成 16 年度中については 591 m²のうち 40 m²を学術室に貸与することが条件となったため、551 m²で発足することとなった。

①面積

施設面積の推移

年 度	総面積	増減	備考
平成16(2004)	551 m ²	—	
平成17(2005)	631 m ²	+80 m ²	貸与施設 40 m ² の返却、平和学術文庫創設にともなう追加配分
平成19(2007)	671 m ²	+40 m ²	大学史資料室整備にともなう追加配分

②施設

施設使用状況（現況 671 m²の内訳）

区 分	面積	仕 様 等
閲覧室	40 m ²	6 席、事務室を兼ねる
館長室	40 m ²	会議室、教室を兼ねる、書架延長 75.6m
公文書室	40 m ²	書架延長 107.1m
公文書室書庫	80 m ²	書架延長 960.3m（集密 864.0m、固定 96.3m）
大学史資料室	40 m ²	書架延長 69.3m
大学史資料室書庫群	76 m ²	書架延長 695.6m（集密 254.8m、固定 415.0m）
貴重資料室	6 m ²	美術品収蔵可
マイクロ室	15 m ²	マイクロフィルムを含む画像・映像資料を収蔵、書架延長 23.4m
森戸辰男記念文庫	39 m ²	書架延長 132.3m
平和学術文庫	53 m ²	書架延長 224.1m（集密 129.6、固定 94.5m）
梶山季之文庫	42 m ²	平成 20 年 4 月開設予定、現書架延長 176.4m
廊下	147 m ²	書架を設置、書架延長 69.3m
トイレ	36 m ²	男子個室 2 室、女子個室 3 室
洗面	7 m ²	
スイッチボックス	4 m ²	
倉庫	6 m ²	

③収容能力

書架延長の推移

（単位：m）

年 度	既設書架延長	増加書架延長	総計
平成16(2004)	1257.9	—	1257.9
平成17(2005)	1257.9	108.9	1366.8
平成18(2006)	1366.8	519.6	1886.4
平成19(2007)	1886.4	646.5	2532.9

④施設整備

書架

書架名・規格等	施工年度	見積額(円)	納入額(円)	受注・受注率
固定書架(6連単式複柱)公文書室ほか	平成16年	965,650	424,637	A社・44.0%
固定書架(6連単式複柱)事務室兼閲覧室ほか	同上	997,500	430,000	A社・43.1%
固定書架(6連単式複柱)館長室	平成17年	250,000	203,760	B社・81.5%
丸ハンドル手動式移動書架(7連6段可動複式)平和学術文庫	同上	2,750,600	1,890,000	B社・68.7%
手動式移動書架(1連6段可動複式)	平成18年	1,041,810	882,000	B社・84.7%
固定書架(7連6/7段単式)廊下	同上	518,280	435,750	B社・84.1%
固定書架(8連6/7段単式)廊下	同上	545,475	462,000	B社・84.7%
手動式移動書架(1連6段可動複式)廊下など	平成19年	2,279,877	2,037,000	B社・89.3%
丸ハンドル手動式移動書架(5連6段可動複式)公文書室書庫増設	同上	3,799,530	2,999,850	B社・79.0%

書庫環境整備

	整備内容等	施工年度	納入額(円)
UV対策	外窓 UV 遮断フィルム工事	平成16年	799,890
	紫外線吸収膜付蛍光灯		26,250
	紫外線吸収膜蛍光灯カバー		34,640
	紫外線吸収膜付蛍光灯	平成17年	40,950
	紫外線吸収膜付蛍光灯	平成18年	51,250
	外窓 UV 遮断フィルム工事	平成19年	151,200
	紫外線吸収膜付蛍光灯		24,625
防犯対策	入退室管理システム設置	平成16年	472,500
調湿対策	加湿器	平成16年	95,600
	サーキュレーター		26,040
	温湿度計		34,016
	温湿度計	平成18年	68,712
	大学史資料室書庫空調機更新		399,210
	貴重書庫調湿内装補修工事		1,050,000
	貴重書庫空調機更新		93,450
	貴重書庫加湿器		12,500
	サーキュレーター	平成19年	17,100
	温湿度計		12,500

銘板設置

銘（規格）	施工年度	見積額(円)		施工
		C社	B社	
広島大学文書館(銅箱板金 W250×H900)	平成 16 年	262,500	—	
森戸辰男記念文庫(ブロンズ鋳物 W200×H700mm)	同上	247,000	—	
平和学術文庫(ブロンズ鋳物 W200×H700mm)	平成 17 年	273,000	82,000	これ以降銘板発注にはB社を採用

2. 事業報告（平成16年4月1日～平成20年1月31日）

（1）収集

①法人文書

a)文書館設置以前

年 度	移管原局	移管点数
平成10(1998)	総務部（改革移転関係）	544点
平成10(1998)	総務部（総務関係）	730点
平成13(2001)	学生部	2,192点
平成13(2001)	教育学部	299点
平成13(2001)	理学部	164点
平成13(2001)	総合科学部	37点
計		3,929点

B)文書館設置以後

年度	本部事務局	部 局	計
平成16(2004)	0	99点	99点
平成17(2005)	266点	682点	948点
平成18(2006)	1,400点	222点	1,622点
計	1,666点	1,003点	2,669点

②個人文書

a)文書館設置以前

年 度	文 書 名	数 量	備 考
平成10(1998)	広島大学25年史編集室旧蔵資料	1,572点	(借用)
	武田章旧蔵資料	1,010点	
	桜井役関係文書	103点	
	鳴海元関係文書	69点	
	小尾郊一関係文書	1,998点	
	鈴木兵二関係文書	216点	
	高崎禎夫関係文書	1,105点	
	柿谷悟関係文書	24点	
平成12(2000)	中村亨関係文書	102点	
	久保良敏関係文書	625点	
	旧中文研究室所蔵関係文書	14点	
	古浦敏生関係文書	33点	
	関正夫関係文書	2,110点	

平成13(2001)	八木操関係文書 総合科学部20年史関係資料 式部久関係文書 山本正男関係文書 盛生倫夫関係文書 北西允関係文書（大学人の会関係文書）	7点 98点 445点 197点 1,087点 401点	下記、式部久関係文書と山本正男関係文書と関連
平成14(2002)	青野春水関係文書	3,777点	（寄託）
平成15(2003)	理学部植物学教室旧蔵資料 岡本敏一関係文書 旧制広島高等学校関係資料 新井嘉之作関係文書 楠戸一彦関係文書（体育学部創設準備室関係文書）	2点 5,603点 1,675点 512点 1,343点	平成17年に追加

b)文書館設置以後

年 度	文 書 名	数 量	備 考
平成16(2004)	森戸辰男関係文書 平岡敬関係文書 大牟田稔関係文書 頼祺一関係文書 旧制広島高等学校関係資料(2期)	22,522点 888点 約20,000点 2,227点 445点	（移管） （委託） 平成17年に追加
平成17(2005)	中増享関係文書 金井利博関係文書 広島大学教職員組合関係文書 佐久間澄関係文書 松江澄関係文書 原田康夫関係文書 福尾猛市郎関係文書 間田泰弘関係文書 栗屋敏信関係文書 内海紀雄関係文書 旧制広島高等学校関係資料(3期)	77点 215点 約1,000点 1,159点 約50点 約2,500点 約30点 約200点 約50点 約20点 210点	受け入れを継続中
平成18(2006)	今中比呂志関係文書 羽田貴史関係文書 沖原豊関係文書 高橋敏二郎・敏雄関係文書	1,449点 約80点 約6,500点 約70点	

	竹下虎之助関係文書	266点	
	山代巴関係文書	2,970点	(寄託)
	久保亘関係文書	1,252点	受け入れを継続中
	蔵田勝成関係文書	約500点	
	旧大教センター教員関係資料	約300点	(移管)
	飯島宗一関係文書	2,074点	(移管)
	頼実正弘関係文書	約300点	(移管)
	三好稔関係文書	約200点	(移管)
	徳毛宜策関係文書	497点	(寄託)
平成19(2007)	楠忠之関係文書	約40点	
	椿康和関係文書	161点	
	山代巴関係文書(第2・3期)	283点	(寄託)
	牟田泰三関係文書	約200点	
	西村博関係文書	約2,000点	
	皇至道関係文書	50点	
	田辺良平関係文書	19点	
	梶山季之関係文書	約5,000点	受け入れを継続中

(2) 整理・公開

①法人文書

a)文書館設置以前

移管年度	移管原局	仮目録	本目録	一般公開
平成10(1998)	総務部(改革移転関係)	○	○	○
平成10(1998)	総務部(総務関係)	○	△	△
平成13(2001)	学生部	○	○	△
平成13(2001)	教育学部	○	○	△
平成13(2001)	理学部	○	○	△
平成13(2001)	総合科学部	○	○	△

※○は完了、△は作業中または一部完了を示す。

b)文書館設置以後

移管年度	仮目録	本目録	一般公開
平成16(2004)	○	△	×
平成17(2005)	○	△	×
平成18(2006)	△	×	×

※○は完了、△は作業中または一部完了、×は未完了を示す。

②個人文書

個人文書(詳細は「1. 収集」の「(2) 個人文書」を参照)は後述の整理中の文書群を除

き原則公開している。ただし文書群によっては閲覧請求の際には随時非開示情報の有無を審査する手続きを必要とする場合がある。なお、冊子体の目録を閲覧室に完備している以下の文書群については審査を要さない。

○広島大学 25 年史関係資料、○森戸辰男関係文書、○旧制広島高等学校資料、○平岡敬関係文書

整理中のため未公開である文書群は以下のとおり

○大牟田稔関係文書 ○松江澄関係文書 ○佐久間澄関係文書 ○今中比呂志関係文書 ○山代巴関係文書 ○徳毛宜策関係文書 ○三好稔関係文書 ○飯島宗一関係文書 ○頼実正弘関係文書 ○沖原豊関係文書 ○原田康夫関係文書 ○牟田泰三関係文書 ○椿康和関係文書 ○中増享関係文書 ○羽田貴史関係文書

(3) 利用

①利用証発行状況

年 度	発行枚数
平成16年	90
平成17年	65
平成18年	62
平成19年	100

②文書の出納状況

(点)

年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成16年	6	6	8	5	6	33	0	0	0	29	2	59	154
平成17年	6	22	3	29	2	49	0	14	4	42	0	0	171
平成18年	0	0	0	43	14	3	104	24	18	7	37	2	252
平成19年	42	25	35	10	0	12	93	63		—	—	—	280

(4) 啓発・普及

①展示の実施状況

名 称	期 間	種別	会場	入場者数
旧制広島高等学校創立80年記念「広島26年の歴史」展	H15.10. 1～19	記念展	広島市立中央図書館ロビー	不詳
総合科学部創立30周年記念「旧制広島高等学校の26年—総合科学部の源流—」展	H16. 6. 4～10	記念展	総合科学部	400名
オープンキャンパス特別企画「初代学長森戸辰男展」	H16.7.26～8.6	企画展	法人本部4F 会議室	250名
総合科学部創立30周年記念同窓会総会特別展示「総合科学部の誕生」	H16. 8. 8	記念展	メルパルク 広島	不詳

オープンキャンパス特別展示「初代学長森戸辰男展」	H17. 8. 4～31	企画展	法人本部4F会議室	400名
特別展示「金井学校の二人展～平岡敬と大牟田稔～」	H17. 9. 12～22	企画展	中央図書館 (地域交流プラザ)	不詳
名誉教授の会特別展示「『広島大学の理念』5原則の源流」	H17. 11. 4	企画展	学士会館2Fラウンジ	不詳
原爆放射線医科学研究所国際放射線情報センター・文書館・平和科学研究センター共同研究事業「原爆被ばく資料展」	H18. 7.24開設	常設展	原爆放射線医科学研究所展示室	不詳
オープンキャンパス特別企画「初代学長森戸辰男展」	H18. 8. 3～4	企画展	法人本部4F会議室	748名
杉谷富代オブジェ「あの日」受贈式特別展示「杉谷富代オブジェ「あの日」展示」	H19. 5.14	企画展	学士会館1Fロビー	約60名
資料展(梶山季之没後33年記念事業)「梶山季之の作品と人間像」	H19. 6. 1～14	記念展	日本銀行旧広島支店	4,611名
オープンキャンパス特別企画「初代学長森戸辰男展」	H19. 8. 2～3	企画展	法人本部4F会議室	433名
オープンキャンパス特別企画「杉谷富代オブジェ「あの日」展示」	H19. 8. 2～6	企画展	法人本部2階ロビー	不詳
企画展示「梶山季之資料展—君は梶山季之を知っているか—」	H19.11. 1～14	企画展	中央図書館 (地域交流プラザ)	のべ1,356名 記帳者344名
ふくやま文学館主催「山代巴展」	H19.12.14 ～H20. 3. 9	共催	ふくやま文学館	現在会期中

②授業の実施状況

a) 総合科目「広島大学の歴史」

年 度	受講者数	単位取得者数	備考
平成13(2001)	41 名	28 名	50年史編集室主催
平成14(2002)	30 名	16 名	
平成15(2003)	104 名	74 名	
平成16(2004)	104 名	69 名	文書館主催
平成17(2005)	90 名	49 名	
平成18(2006)	120 名	78 名	
平成19(2007)	120 名	85 名	

b) 総合科目「広島大学のスペシャリスト」

年 度	受講者数	単位取得者数
平成19(2007)	45 名	33 名

③講演会・シンポジウム・公開講座の実施状況

行事	期間	テーマ・概要	会場	参加者数
シンポジウム	H15.10. 4	文書館設立準備企画公開プレ・シンポジウム「大学・編纂・文書館」	中央図書館ライブラリー・ホール	39名
シンポジウム	H16.11. 7	広島大学文書館設立記念シンポジウム「文書館における学問と社会的役割」	中央図書館ライブラリー・ホール	39名
公開講座	H17.9.12～15	広島大学文書館主催公開講座「広島から世界の平和について考える」	呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)、中央図書館ライブラリー・ホール、広仁会館	115名
公開講座	H17年度 後期	広島大学文書館主催公開講座「我が家の近代史」	文書館	7名
シンポジウム	H18. 7.24	共同研究事業記念シンポジウム「核被害をなくすため、広島は何ができるか」	広仁会館	約150名
公開講座	H18年度 後期	広島大学文書館主催公開講座「我が家の近代史」	文書館	7名
公開講座	H19年度 後期	広島大学文書館主催公開講座「我が家の近代史」	文書館	8名

④報道実績

a) 新聞報道 (○印の記事については当該誌面を後掲)

<ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 4 月 1 日 広島大に文書館 来春開設へ準備室発足 (中国)
<ul style="list-style-type: none"> ○平成 15 年 9 月 30 日 丹下・近藤・阿川氏も 卒業生 4 8 0 0 人 旧制広島高 8 0 年記念展 あすから広島中央図書館 広島大文書館設立準備室や総合科学部 共催 (中国)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 10 月 4 日 広島大文書館 シンポで P R きょう東広島 (中国)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 10 月 29 日 広島大文書館設立記念シンポジウム「文書館における学問と社会的役割」 中央図書館 ライブラリー・ホール (毎日)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年 8 月 12 日 呉市海事館長や前広島市長ら講師 戦争と平和を考察 広島大が公開講座 (中国)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年 9 月 5 日 一里 7 銭 5 厘の人力車で 7 8 里走るといくら? 明治の小学校 授業知る資料 熊野の民家 答案や教科書 1 0 0 点 広島大文書館非常勤調査員の石田さん (中国)
<ul style="list-style-type: none"> ○平成 17 年 9 月 20 日 「金井学校の二人展」に思う (中国)

<p>・平成 17 年 10 月 26 日 「平和文庫」創設へ 広島大文書館 来春公開目指す 本紙元 3 記者の資料収蔵 (中国)</p>
<p>・平成 18 年 2 月 5 日 日曜エッセー 広島大文書館長 小池聖一 人と地域を結ぶ知の拠点 (中国)</p>
<p>・平成 18 年 7 月 25 日 平和の蓄積平和に生かそう 核廃絶テーマ 広大でシンポ (中国)</p>
<p>・平成 18 年 7 月 30 日 この人に Q 平和構築にどう取り組みますか 広島大平和担当副学長 谷口雅樹さん (中国)</p>
<p>○平成 18 年 8 月 6 日 書評『広島から世界の平和について考える』 (中国)</p>
<p>・平成 18 年 8 月 25 日 地方自治一筋に半世紀 竹下前広島知事が回顧録 (中国・総合)</p>
<p>○平成 18 年 9 月 7 日 竹下元知事が回顧録 「地方自治とは何か」を刊行 送水トンネル建設の経緯も (朝日)</p>
<p>・平成 18 年 10 月 11 日 全国大学史資料協議会記念講演 広島大の小池聖一文書館長が「大学文書館における 個人文書の位相」と題し講演 (中国)</p>
<p>・平成 19 年 5 月 15 日 被爆材で作品 広島大に寄贈 佐伯区の杉谷さん (中国)</p>
<p>・平成 19 年 5 月 21 日 素顔の梶山季之像探る 33 回忌を記念中区でシンポ 藤本義一さんら回想 (中国)</p>
<p>・平成 19 年 6 月 1 日 梶山季之没後 33 年シンポ 権力に対抗 物語性豊か 作家仲間らた素顔を語る (中国)</p>
<p>○平成 19 年 6 月 2 日 梶山季之実像に迫る 広島 33 回忌記念展が開幕 (中国)</p>
<p>○平成 19 年 6 月 13 日 梶山季之足跡生き生き 草稿・取材ノート・日記…… 夫人、広島大へ寄贈へ (中国)</p>
<p>・平成 19 年 6 月 20 日 作家梶山季之さん遺品を広島大に寄贈 (日刊スポーツ)</p>
<p>・平成 19 年 6 月 20 日 記者手帳 梶山文学の再発見に期待 (中国)</p>
<p>・平成 19 年 6 月 21 日 母校広島大に梶山資料寄贈 妻美那江さん (中国)</p>
<p>・平成 19 年 6 月 25 日 ひと・とき 梶山季之の文学資料を寄贈した妻 梶山美那江さん</p>

<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 8 月 27 日 広大文書館の資料閲覧体制整える 広島大文書館館長・小池聖一さん「使命感をもって取り組んでいきたい」(読売)
<ul style="list-style-type: none"> ○平成 19 年 8 月 7 日 憲法の孫たち：60年の時を超えて3 走り続けた父の面影(毎日)
<ul style="list-style-type: none"> ○平成 19 年 10 月 30 日 梶山季之人生にじむ 母校広島大で資料展 草稿、手紙など 200 点 同大文書館の小宮山道夫准教授「高度成長時代を全力で駆け抜けた作家の人生に触れてほしい」(中国)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 11 月 2 日 小説家・梶山季之のしのお約 200 点 母校・広大で初の資料展(朝日)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 11 月 6 日 地域ニュース 梶山季之のしのお資料 150 点(中国)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 11 月 8 日 梶山季之の書斎を再現 東広島で資料展(中国)
<ul style="list-style-type: none"> ○平成 19 年 12 月 8 日 故山代巴幻の「敗者の遺産」 「府中市出身作家 広島大文書館が草稿確認(中国)

b) テレビ報道

<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 7 月 24 日 広島大学共同研究事業 記念シンポで「核」を議論(TSS スーパーニュース)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 6 月 8 日 広島ゆかりの作家 梶山季之 没後 33 年で展示会(RCC 地域ニュース)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 6 月 20 日 梶山季之の資料を広島大学に寄贈(RCC 地域ニュース)

c) テレビ番組

<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 2 月 10 日放送 「焼け跡から生まれた憲法草案」(NHK「ETV 特集」)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 4 月 29 日放送 「日本国憲法 誕生」(NHK「NHK スペシャル」)

d) ラジオ報道

<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年 8 月 1 日 平成 17 年度広島大学公開講座「広島から世界の平和について考える」(RCC 中国放送 「本名正憲のきょうもゴゴイチ」ゴゴイチ掲示板)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年 10 月 18 日 44 年前の音声テープ発見(RCC 中国放送)

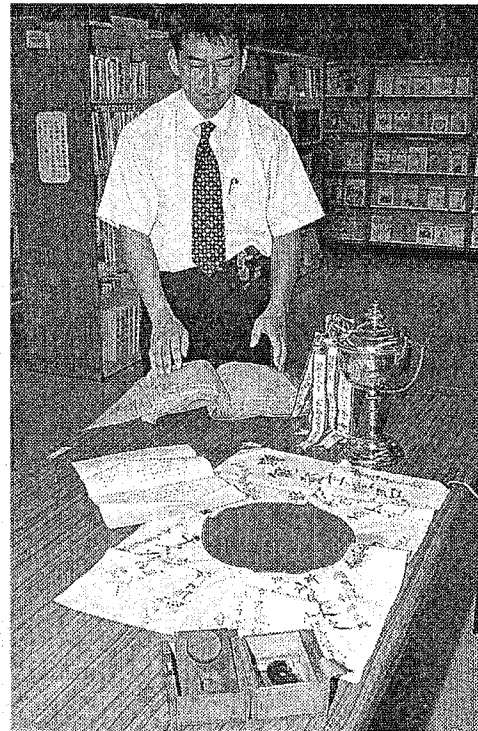
丹下・近藤・阿川氏も…卒業生400人

旧制広島高の創立八十年を

記念する展示会が十月一日から十九日まで、広島市中区の市立中央図書館である。同高の流れを継ぐ広島大の文書館設立準備室や総合科学部も共催、同大所蔵の資料を初めて一般公開する。初公開は広島高の校印、教官の履歴書など、生徒記録と成績表など。個人情報保護法で閉じたまま展示し、本人が希望すればその部分だけコピーを挙げる。戦後の学制改革で広島大に包括され、一九五〇年に最後の卒業式をした。この間、四千八百人の卒業生を輩出している。展示会は創立六十年の一九八三年以後、同窓会が五年ごとに開いてきた。広島大に来春、同大関連資料の整理や公開を担当する文書館がオープンするのを機に、同窓会関係の資料を所蔵する市立図書館などと展示会をする。

旧制広島高
80年記念展

あすから広島中央図書館



旧制広島高の創立80年記念展を控え、資料をチェックする広島大文書館設立準備室の職員

学徒出陣寄せ書きなど200点

島大に包括され、一九五〇年に最後の卒業式をした。この間、四千八百人の卒業生を輩出している。展示会は創立六十年の一九八三年以後、同窓会が五年ごとに開いてきた。広島大に来春、同大関連資料の整理や公開を担当する文書館がオープンするのを機に、同窓会関係の資料を所蔵する市立図書館などと展示会をする。

東広島市の広島大中央図書館で、原爆・平和報道に積極的にかかわった中国新聞の先輩記者三人の足跡をたどる企画展が開かれていくと知り、会場を訪ねた。

「金井学校の二人展」平岡敬と大牟田穂。こちら平岡と大牟田に展示された取材ノートや校正中の原稿、寄せられた追悼文。約八十点の資料を丹念にたどりながら、あらためて原爆と向き合った先輩たちの「志」の高さを感じた。

学芸部長などを務めた「塾長格」の金井利博（一九一四―七四年、元論説主幹）は、作家大江健三郎著の「ヒロシマ・ノート」で「生真面目な維新の下級武士」と称されている。六三年の第九回原水爆禁止世界大会がイデオロギー対立などで分裂した翌年、広島・長崎の被害の全体像を国の責任で明らかにし、世界に伝えようと、原爆被災白書運動を提唱した。

ジャーナリストとして「ヒロシマ・ナガサキ」の持つ意味を直撃に問い続けた金井に影響を受けた平岡

「ヒロシマ・ナガサキ」の持つ意味を直撃に問い続けた金井に影響を受けた平岡

「金井学校の二人展」に思う

特別編集委員 田城 明



「金井学校の二人展」を見る市民ら。展示のポートレートは左側が大牟田氏、右側が平岡氏

ヒロシマ問う志を継承

（一九一七年、元編集局長、前広島市長）は、六五年の日韓基本条約締結後にいち早く韓国へ渡り、在韓被爆者の窮状に光を当てた。大牟田（一九三〇―二〇一〇）は、元論説主幹、元広島平和文化センター理事の強さだけでなく、被災白書運動に象徴されるように被害の全体像に迫ろうとする意気込みが、社の報道姿勢の底流にあったからだと、被爆体験を人類史の中に位置づけ「思想」としての屋台骨をつくったのは、六〇年代半ばといえるだろう。展示資料からもそれはうかがえる。

「原爆は威力として知られたか。人間の悲惨として知られたか」。当時、金井はこう問いかけた。中国新聞のその後の原爆・平和報道の多くは、原爆がもたらした人間的悲惨を見つめる「ヒロシマ記者」の目を通して展開し、原水爆を威力とみなす「核権力」を告発してきた。

むろん、中国新聞の原爆報道は、それまでも生き残った先輩記者らによって続けられてきた。だが、敗戦直後は生きることさえ精いっぱい。紙不足のうえ、連合軍の占領下でプレスコード（報道統制）が敷かれた。廃虚から復興する様子などについては報道できたが、放射線による人体への影響などについては掲載できなかった。さまざまな後障害に苦しむ被爆者の生きざまや政府に援護策を求める記事など原爆報道が増えていくのは、五三年に日本が主権を回復してのことである。しかし、被爆地の足元を掘り下げる「原爆」取材と、世界をフィールドにした「海外」取材に基づくものが同時に展開された。

困難増す原爆・平和報道

開されるケースが多い。主要な被爆六十周年報道では、「継承」をテーマにした「ヒロシマを聞く」未だへの伝言」であり、原爆被害の実態と「平和と和解」のメッセージを核保有国などの人々に伝える「広島世界平和ミッション」である。

時代とともに、中国新聞の原爆・平和報道は広がり、心そんを承知で言えば、深みをも見せてきたと思う。が、現実には金井が問いかけた危険な核権力に依存する国は増え、被爆国日本での体験の風化は限りなく進む。「人間的悲惨」を世界に伝える、警告しようという「志」を持つ政治家が日本に何人いるだろうか。

原爆・平和報道は一段と困難なときを迎えようである。だが、こういう時代だからこそ、金井や平岡、大牟田らが私たちが後輩記者に託したその精神を継承していかねばならない。

（敬称略）

◇ 「金井学校の二人展」は、二十二日まで。

『広島から世界の平和について考える』

広島大学文書館編

「被爆者の皆さんが受けた身体的、精神的な苦痛や障害を、科学的、医療の言葉で読み解いて、それを新たに世界に発信しなくてはならないと考えます」

執筆者の一人、神谷研二氏のこの言葉の意味は重い。平和とは、民衆、国家、国際社会、いずれの「目的」のために構築されるものか、本書は読者に熟考を促すように語りかける。戦後六十年を迎えた昨年、広島大学の文書館、原爆放射線医学研究所、平和科学研究所センターの三機関が、平和科学推進事業の発足を記念して共同執筆したこの意味は大きい。
前広島市長平岡敏氏が指摘する

よつに、被爆を経験したヒロシマ・ナガサキの核を論じることは、時として二国ナシヨナリズムにけん引されることにもなりかねない。

しかし、この議論が「平和のもつ普遍性」から提起されることの危うさは、小池聖一氏が取り上げた森戸辰男の人生とその思想を振り返ってうかがい知ることができる。ヒロシマの経験を国際政治や国内政治、いずれの立場から論じようと、自国と国際社会のシレンマにがんじがらめになり、平和主義か、安全保障主義か、いずれかの「踏み絵」を迫られる可能性がある。

被爆体験が示す道筋



そこで本書はヒロシマの「固有」の経験を、被爆者の視点から論じることの正統性を明らかにしている。そのことは今の広島大学が「地域の三次被爆医療機関」として認定されたことを通じて、過去の忌まわしき経験を未来に生かそうとする試みから、そしてカザフスタン・セミパラチンスク核実験の非人道性をヒロシマの視点から批判しようとする川野徳幸氏の問題

現代史料出版・2730円

題意識から、ともに読みとることができぬ。

原爆や戦艦大和を生み出した技術や戦術の問題性は通俗的ながら、それを運用する個人の良心にこそある。このことは本書のように文理融合型の研究や啓蒙活動を通じてこそ、強調できよう。

ヒロシマが生み出した「平和学」。それは国内政治や国際主義といった時代の風潮に流されることなく、被爆者個人が経験した事実を世界に訴えかけることによつてこそ、未来の人類社会に意味をもつ道筋を開拓することにつながるだろう。

▲貴志俊彦・島根県立大学北東アジア地域研究センター副センター長▽

竹下元知事が回顧録

「地方自治とは何か」を刊行

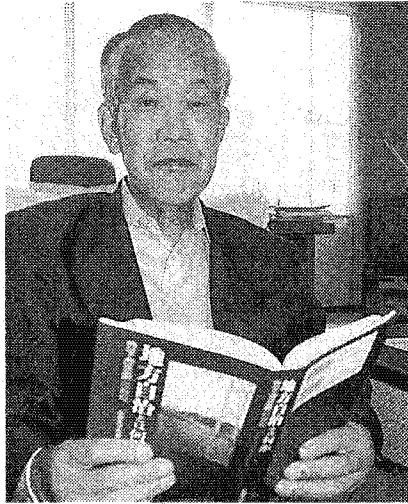
送水トンネル建設の経緯も

元県知事の竹下虎之助・県社会福祉協議会長(82)の40年以上にわたる体験を、聞き書きの形でまとめた回顧録「地方自治とは何か」が刊行された。歴代知事や首相経験者との思い出、県と広島市の関係などについての率直な発言が取められて

いる。先月下旬に大規模な断水を引き起こした広島・呉間の送水トンネル建設の経緯についても触れている。

竹下さんは島根県出身。47年、京都帝大を卒業後、島根県庁に入り、高等文官試験に合格。その後、香川県財政

課長などを経て、60年から広島県職員。総務部長、副知事などを経て、81年から3期、知事を務めた。広島大学の「オーラルヒストリー事業」に協力する形で同大学の石田雅春・特別研究員ら3人の質問に答えている。



回顧録では、浜井信三氏が広島市長を務めたころ(47～55年、59～67年)、同市は周辺の町村との合併や、バラックの並ぶ街の再開発に消極的だったと振り返る。

回顧録を手にする竹下虎之助・元知事||広島市南区で

67年、山田節男市長に代わり、動物園、植物園は市が、体育館は県が整備するなど、永野厳雄知事と二人三脚で都市基盤の整備を進めたと記す。広島市は広域合併も積極的に進め、永野知事は政令指定都市実現にも協力したとしている。

竹下さんは「浜井さんは人柄は立派な方だったが、永野知事とはうまく合わなかった。永野知事と山田市長の2人が広島の『戦後』を終わらせたい」と評価する。

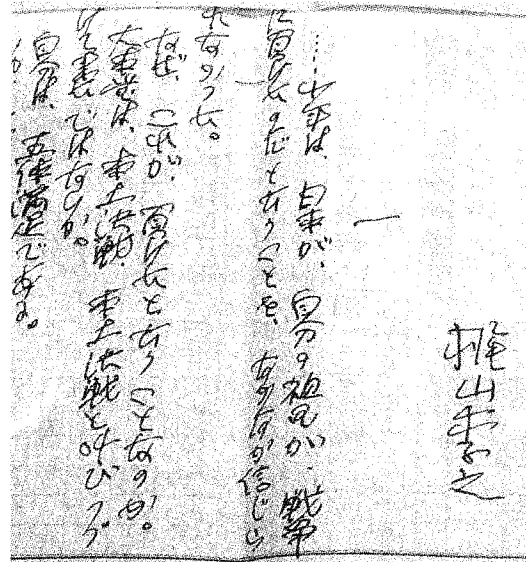
一方、広島・呉間の送水ルートについては、回顧録の中で、池田勇人氏に呉市長らが陳情した際、「そういうむちゃはやってはいかん」などと強く反対されたエピソードを紹介。大平正芳氏(後の首相)らを通じて各省の幹部に話を通したとしている。

1

梶山季之 足跡生き生き

週刊誌ライターから流行作家になった広島ゆかりの作家、梶山季之(一九三〇―七五年)の小説草稿や取材ノート、日記などの資料が、近く妻の美那江さん(78)＝東京都渋谷区＝から梶山の母校の広島大へ寄贈される。梶山作品の成立過程がうかがえる貴重な資料で、同大では文書館に「梶山季之文庫」を開設し、資料の整理、公開、研究に力を入れる。

朝鮮半島をテーマに構想していた「積乱雲」の書き出しと見られる草稿の一部 (1974-75年ごろ)



草稿・取材ノート・日記…

紙、愛用した万年筆といった遺品など幅広い。自筆資料には、梶山がライフワークとして取り組んだ「積乱雲」(未完)の書き出しとみられる四種類の草稿があり、興味深い。

梶山は朝鮮半島生まれで、広島大の前身である広島高等師範学校の卒業。三十三回忌の記念事業を企画した実行委員会が、大学に「文庫」の開設を提案。資料の散逸を防ぎたい夫人との間を橋渡しした。

文書館では資料を整理し、来年にも一部を公開する。小池聖一館長は「梶山は戦中・戦後の社会を見つめて仕事をした。その仕事を多角的に研究する基礎資料にしたい」と話している。

夫人、広島大に寄贈へ

(伊藤一画)

梶山季之 人生にじむ

母校広島大で資料展 1日から東広島

草稿、手紙など200点

広島大は十一月一日から、東広島市鏡山のキャンパスで広島ゆかりの作家、梶山季之(一九三〇―七五年)の資料展を開く。梶山の人柄がしのばれる貴重な手紙や写真など約二百点を展示し、週刊誌記者や作家として幅広く活躍した足跡をたどる。十四日まで。(小山頭)



直筆の色紙など展示品をチェックする小宮山准教授

梶山がライフワークとして取り組んだ小説「積乱雲」(未完)の書き出しとみられる四種類の自筆の草稿や、上京時の苦労などの心情をつづった手紙を展示。家族との写

真や執筆の際に使っていた机も並べる。

梶山は広島大の前身、広島高等師範学校の卒業生。広島での文芸活動に力を入れ、上京後は週刊誌で活躍。「黒の試走車」「李朝残影」などの小説

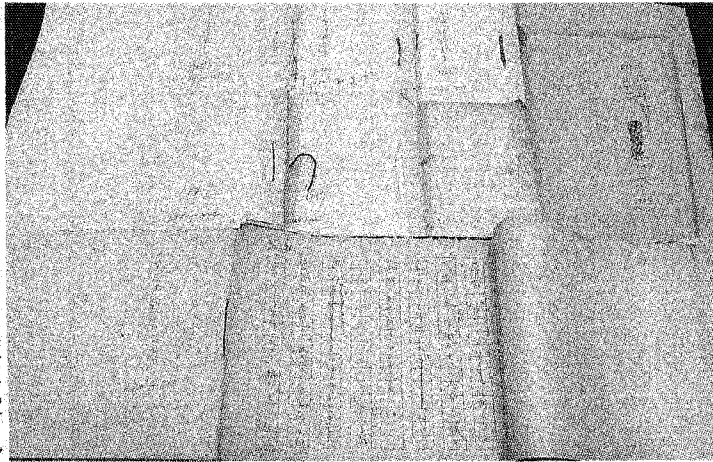
で人気作家になった。

広島大は六月、梶山の妻美那江さん(東京)から自筆原稿や取材ノート、日記の寄贈を受け、同大文書館に「梶山季之文庫」の開設を目指している。文書館の小宮山道夫准教授は「高度成長時代を全力で駆け抜けた作家の人生に触れてほしい」と話している。資料展は中央図書館一

階の地域交流プラザで、午前八時四十五分―午後四時四十五分に開く。土曜は午前十時十五分から。三、五日は休み。無料。

故山代巴 幻の「敗者の遺産」

府中市出身作家 広島大文書館が草稿確認



山代巴文庫第2期の最終巻として刊行が予定されていたが実現しなかった「敗者の遺産」の草稿

府中市出身の作家山代巴(一九二二—二〇〇四)

年)の文庫第二期の最終巻として刊行を予定されながら、実現しなかった

長編小説「敗者の遺産」の草稿が、このほど見つかった。山代巴の遺族が

広島大文書館(東広島市)に寄託した未発表資料の整理作業で確認された。

福山市丸之内のふくやま文学館で十四日に始まる



故山代巴

「山代巴展」で初公開される。

「敗者の遺産」は一九九〇年に刊行を始めた文庫第二期第十巻に書き下ろ

して発表が計画されていた。江戸時代の福山藩に

対する一揆を通し、農民らが自立する姿を描こう

としたとみられている。草稿は「敗者の遺産資料(病める谷間―家柄自

慢競争)」と記された茶封筒に入っていた。B5判の原稿用紙は三百五十枚。九つに分けてつづつ

クリック

山代巴 一九二二年、現在の府中市栗柄町に生まれる。三一年女子美術専門学校中退。戦時下は思想犯として服役し、仮釈放され帰郷中に終戦を迎

える。戦後は作家活動と同時に農村文化活動や被爆者支援にも取り組む。自らの経験や聞き書きを基にした広範な表現活動で知られる。「荷車の歌」「民話を生む人々」など作品多数。二〇〇四年、九二歳で死去。

る。一部には「笑わる観音」「病根」などの題名も書かれている。

「病める谷間」は郷里が舞台。一九七一年三月から翌年六月まで季刊誌に連載されたが未完のまま。磯貝英夫ふくやま文学館館長は「『病める谷間』を基に、原稿を書き加えて再構築し、『敗者の遺産』としてまとめる考えだったのだろう」とみる。

広島大文書館は二〇〇六年十二月、山代巴のめいで養女の三澤草子さん(54)＝広島市西区＝から草稿や創作ノート、メモなど約三千点の寄託を受け、目録作成を進めている。(伊藤敏子)

3. 学則・規則・内規・関連規則等

(1) 広島大学学則(抄) (平成16年4月1日規則第1号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条に規定する国立大学法人広島大学及び広島大学は、別段の定めがある場合を除き、総称して広島大学(以下「本学」という。)という。

—中略—

第2章 教育研究組織

—中略—

(学内共同教育研究施設等)

第16条 本学に、学内共同教育研究施設として、次の施設を置く。

高等教育研究開発センター

情報メディア教育研究センター

自然科学研究支援開発センター

留学生センター

産学連携センター

ナノデバイス・システム研究センター

教育開発国際協力研究センター

保健管理センター

平和科学研究センター

環境安全センター

総合博物館

地域連携センター

北京研究センター

宇宙科学センター

外国語教育研究センター

文書館

医療社会連携センター

スポーツ科学センター

HiSIM 研究センター

先進機能物質研究センター

2 本学に、学内共同利用施設として、ハラスメント相談室を置く。

—中略—

(雑則)

第28条 この学則に定めるもののほか、本学の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

—中略—

附 則(平成19年12月25日規則第175号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

(2) 広島大学文書館規則 (平成16年4月1日規則第53号)

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第18条の規定に基づき、広島大学文書館(以下「文書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 文書館は、広島大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 文書館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 専任教員
- (4) その他必要な職員

2 文書館に、前項に掲げるもののほか、研究員、客員研究員又は調査員を置くことができる。

第4条 館長は、本学専任の教授又は准教授をもって充てる。

2 館長は、理事(総務担当)(以下「理事」という。)の意見を聴いて、学長が任命する。

3 館長は、理事の助言により文書館の業務を掌理する。

4 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 館長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第5条 副館長は、本学専任の教授又は准教授をもって充てる。

2 副館長は、理事の意見を聴いて、学長が任命する。

3 副館長は、館長の職務を補佐する。

4 副館長の任期は、2年とする。ただし、館長の任期の終期を超えることはできない。

5 副館長の再任は、妨げない。

第6条 文書館の専任教員は、理事の意見を聴いて、学長が任命する。

第7条 研究員は、本学の職員をもって充てる。

2 研究員は、理事の意見を聴いて、学長が任命する。

3 客員研究員は、学外の研究者等をもって充てる。

4 客員研究員は、理事の意見を聴いて、学長が委嘱する。

5 研究員及び客員研究員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

6 研究員及び客員研究員の再任は、妨げない。

第8条 調査員は、本学専任の教員、学外の研究者等のうちから、理事の意見を聴いて、学長が任命又は委嘱する。

2 調査員は、館長の指示に基づき、調査研究を行う。

3 調査員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 調査員の再任は、妨げない。

第9条 文書館に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事の意見を聴いて、学長が任命又は委嘱する。

3 顧問は、館長の依頼に基づき、助言等を行う。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

5 顧問の再任は、妨げない。

(室)

第10条 文書館に、第2条に掲げる目的を達成するため、次の室を置く。

(1) 公文書室

(2) 大学史資料室

第11条 室に室長及び室主任を置き、文書館の職員をもって充てる。

2 室長は、室の業務を掌理する。

3 室主任は、室長の職務を補佐する。

4 室長及び室主任の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

5 室長及び室主任の再任は、妨げない。

(文庫)

第12条 文書館に、文庫を置く。

2 文庫に文庫長を置き、本学の職員をもって充てる。

3 文庫長は、理事の意見を聴いて、学長が任命する。

4 文庫長は、文庫に関する教育研究を推進する。

5 文庫長の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

6 文庫長の再任は、妨げない。

(分館)

第13条 文書館に、分館を置くことができる。

(運営委員会)

第14条 文書館に、広島大学文書館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第15条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 図書館部長
- (4) 総務部長
- (5) 文書館の専任教員(教授及び准教授に限る。)
- (6) 学長が必要と認めた者若干人

2 委員は、学長が任命する。

3 第1項第6号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第6号の委員の再任は、妨げない。

第16条 運営委員会は、文書館に関し次に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) その他文書館の運営に関すること。

第17条 運営委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第18条 運営委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(運営支援)

第19条 文書館の運営支援は、総務部において行う。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、文書館の管理運営に関し必要な事項は、文書館が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 文書館設置後最初に任命される文書館長については、第4条第2項の規定にかかわらず、旧広島大学文書館設立準備委員会の推薦により、学長が任命する。

3 文書館設置後最初に任命される文書館の専任教員については、第5条の規定にかかわらず、旧広島大学文書館設立準備委員会の推薦により、学長が任命する。

附 則(平成17年3月15日規則第22号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月17日規則第105号)

この規則は、平成17年5月21日から施行する。

附 則(平成19年3月13日規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 27 日規則第 141 号)

この規則は、平成 19 年 6 月 27 日から施行し、この規則による改正後の広島大学文書館規則の規定は、平成 19 年 5 月 21 日から適用する。

(3) 広島大学文書館利用内規 (平成 16 年 4 月 1 日規則、文書館長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学文書館規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 53 号)第 16 条の規定に基づき、広島大学文書館(以下「文書館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書館の業務)

第 2 条 文書館は、文書館が所蔵し、公開している重要な公文書その他の記録(以下「記録等」という。)の利用に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 閲覧
- (2) 複写
- (3) レファレンス
- (4) 展示
- (5) 貸出し

(公開)

第 3 条 記録等は、一般の利用に供するものとする。ただし、次条に掲げる場合は、この限りでない。

第 4 条 文書館長は、次に掲げる範囲内で、記録等の一般の利用を制限することができる。

(1) 記録等(その作成又は取得の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 30 年を経過していないものに限る。)に次に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該記録等(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。

イ 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(i) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(ii) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(iii) 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に

係る部分

- ロ 法人その他の団体(国, 独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって, 次に掲げるもの。ただし, 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (i) 公にすることにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - (ii) 本学の要請を受けて, 公にしないとの条件で任意に提供されたものであって, 法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質, 当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- ハ 公にすることにより, 国の安全が害されるおそれ, 他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報
- (2) 記録等の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において, 当該期間が経過するまでの間, 当該記録等の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
- (3) 記録等の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は文書館において当該原本が現に使用されている場合(文書館における保存及び利用の開始のために必要な措置を行う場合を含む。)において, 当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- 2 記録等(その作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものを除く。以下この条において同じ。)に前項第1号ロに掲げる情報が記録されていると認められる場合は, 文書館長は, 別表に掲げる範囲内で, 当該記録等(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限することができる。
- 3 記録等に第1項第1号ロに掲げる情報が記録されていると認められる場合において, 当該情報が次に掲げるものであると認められるときは, 文書館長は, 当該記録等(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限することができる。
- (1) 公にすることにより, 当該法人等又は当該個人の権利を害するおそれがあるもの
 - (2) 営業秘密(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第4項に規定する営業秘密をいう。)であって, 当該情報を公にすることにより, 当該法人等又は当該個人の利益を不当に害するおそれがあるもの(当該情報が記録されている記録等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して80年を経過していないものに限る。)
- 4 記録等に第1項第1号ハに掲げる情報が記録されていると認められる場合において, 次に掲げるおそれが明白であると認めることにつき相当の理由があるときは, 文書館長は, 当該記録等(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限することができる。
- (1) 国の安全が不当に害されるおそれ
 - (2) 他国又は国際機関との信頼関係が不当に害されるおそれ
 - (3) 他国又は国際機関との交渉上重大な不利益を被るおそれ
- 第5条 前条各項に掲げる一般の利用の制限に関し, 不服がある者は, その旨文書館長に申し出

ることができる。

- 2 文書館長は、前項に規定する不服の申出があった場合は、文書館運営委員会に諮った上で、当該申出に係る回答を遅滞なく行うものとする。

(利用者の責任)

- 第 6 条 利用者は、記録等に含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。

(開館日)

- 第 7 条 文書館は、毎週月曜日、火曜日及び水曜日に開館する。ただし、その日が、次に掲げる日であるときは、この限りでない。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(3) その他法令により休日に定められた日

- 2 文書館長は、前項本文の規定にかかわらず、記録等の整理等のため特別な必要がある場合は、臨時に、文書館の業務の一部又は全部を休止することができる。この場合には、文書館長は、事前にその旨を公示する。

(開館時間等)

- 第 8 条 文書館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

- 2 記録等の閲覧の申込受付は、午前 9 時 30 分から午前 11 時 45 分まで及び午後 1 時から午後 4 時までの間とする。

- 3 文書館長は、前 2 項の規定にかかわらず、特別な必要がある場合は、臨時に、開館時間又は閲覧の申込みができる時間を変更することができる。この場合には、文書館長は、事前にその旨を公示する。

(閲覧室の利用等)

- 第 9 条 閲覧室の利用を希望する者は、別記様式第 1 号の広島大学文書館閲覧室利用申込書(以下「利用申込書」という。)を閲覧室内の受付(以下「閲覧受付」という。)に提出し、別記様式第 2 号の広島大学文書館閲覧室利用カード(以下「利用カード」という。)の交付を受けるものとする。ただし、申込日に限って利用を希望する者については、利用カードの交付を省略することができる。

- 2 利用カードの交付を受けた者は、次回以降閲覧室に入室する際、利用カードを閲覧受付に提出するものとする。

- 3 利用カードの有効期間は、1 年を超えない範囲内で文書館が定める。

- 第 10 条 記録等の閲覧を希望する者は、別記様式第 3 号の閲覧申込票を閲覧受付に提出するものとする。

- 第 11 条 記録等の閲覧は、閲覧室内で行うものとする。

(返却)

- 第 12 条 記録等の返却は、閲覧受付において係員の確認を得て行うものとする。この際、翌日以降も引き続き閲覧を希望する資料については、その旨を申し出るものとする。

(複写・撮影の申込み)

- 第 13 条 記録等の複写又は撮影を希望する者(以下「複写希望者」という。)は、あらかじめ別記様式第 4 号の複写申込書を文書館長に提出して、その許可を得なければならない。

(複写・撮影の方法)

第14条 記録等の複写は、文書館長が指名する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、文書館長が特に必要と認めた場合は、別に定めるところにより、複写希望者が複写することができる。

3 記録等の撮影は、複写希望者が持参した撮影機器により行うものとする。この際、複写希望者はその複製一部を文書館に寄贈するものとする。

(複写・撮影の費用)

第15条 複写又は撮影に要する費用は、複写希望者が負担するものとする。

(複写物の出版等)

第16条 記録等の複写物を出版、放映等のために利用を希望する者は、別記様式第5号の出版掲載等利用承認申請書を文書館長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の出版掲載等利用承認申請が、出版物(電子出版物、マイクロフィルムによるものを含む。)を有償で頒布するためのものである場合又は営利を目的として利用するためのものである場合は、文書館長は、その承認に当たり、別に定めるところにより、記録等の出版掲載等使用料を徴収することができる。

3 複写物の利用により生じる著作権法上その他の責任は、当該複写物を利用した者が負うものとする。

4 複写物の利用に際しては、文書館の所蔵する記録等であることを明記するものとする。

5 複写物を利用した者は、当該複写物を利用した出版物等を文書館に寄贈するものとする。

(レファレンス)

第17条 文書館長は、次に掲げるものについてレファレンスを行うことができる。

(1) 記録等の検索

(2) 記録等の内容に関する情報の提供

(3) 記録等に関する参考文献、他の公文書館等に関する情報の提供

2 前項の規定にかかわらず、文書館長は、次に掲げる場合はレファレンスを拒否することができる。

(1) 史資料等の鑑定、解説又は翻訳、法律相談、学習課題の回答その他文書館の業務として対応することが適当でないと認められるとき。

(2) 回答に著しく費用又は時間を要することが明らかである場合等、他の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。

(展示)

第18条 文書館長は、記録等を一般の観覧に供するため、文書館内等において当該記録等を展示することができる。

(貸出し)

第19条 文書館長は、他の機関から学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出品するため、記録等の貸出しの申込みがあった場合は、別に定めるところにより、当該記録等を貸し出すことができる。

(入館の拒否等)

第20条 文書館長は、他の利用者に迷惑を及ぼした者又は及ぼすおそれのある者及び記録等を滅失、破損若しくは汚損を生じさせた者又は生じさせるおそれのある者に対して、退館を命じ、

又は入館を拒否することができる。

2 文書館長は、この内規若しくはその他の規則等に違反し、又は文書館長の指示に従わない者に対して、記録等の利用を停止することができる。

(弁償の責任)

第 21 条 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設、物品若しくは記録等を滅失し、破損し、又は汚損したときは、その損害を賠償するものとする。

(雑則)

第 22 条 文書館長は、利用者の閲覧に供するため、記録等の目録及びこの内規を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 22 日一部改正)

この内規は、平成 17 年 4 月 22 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第4条第2項関係)

一般の利用を制限する記録等に記録されている情報	該当する可能性のある情報の種類の例(*1)	経過年数(*2)
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ. 学歴又は職歴 ロ. 財産又は所得 ハ. 採用、選考又は任免 ニ. 勤務評定又は服務	30年以上 50年未満
個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ. 国籍、人種又は民族 ロ. 家族、親族又は婚姻 ハ. 信仰 ニ. 思想 ホ. 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態	50年以上 80年未満
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ. 門地 ロ. 遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ハ. 犯罪歴又は補導歴	80年以上
(備考)		
*1. 該当する可能性のある情報の種類の例とは、この表の左欄にいう「個人の秘密」、「個人の重大な秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な情報の種類を例示したものであって、記録等に記録されている情報に対するこの表の適用に当たっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。		
*2. 経過年数とは、当該情報が記録されている記録等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。		

広島大学文書館閲覧室利用申込書

(注) 太線わく内の事項を記入してください。(ゴシック体の記入事項は必ずお書きください。)

広島大学文書館長 殿		平成 年 月 日
フリガナ 氏名		住所
		〒 電話 — —
男女	歳	職業
		広島大学関係者の方はこちら <input type="checkbox"/> 職員(教員) <input type="checkbox"/> 職員(教員を除く) <input type="checkbox"/> 学部生 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 研究生・科目等履修生 <input type="checkbox"/> 旧教員 <input type="checkbox"/> 旧職員 <input type="checkbox"/> 卒業生 <input type="checkbox"/> 修了生 <input type="checkbox"/> その他()
		上記以外の方はこちら <input type="checkbox"/> 国家公務員 <input type="checkbox"/> 地方公務員 <input type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> 教育機関事務職員 <input type="checkbox"/> 調査研究機関職員 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 団体職員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 自由業・著述業 <input type="checkbox"/> 出版関係 <input type="checkbox"/> 報道関係 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()
連絡先 (勤務先、学校名等)		電話 — —
目的(調査事項又は研究主題等)を記入してください。		
閲覧希望期間 (1年以内とする)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

※当館所蔵の記録等を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、利用者がその一切の責任を負うこととされていることをご承知の上お申し込みください。(広島大学文書館利用内規第6条)
 この申請書に記載された個人情報は、広島大学文書館での閲覧に関する必要な手続及び統計調査を行うために使用するものであり、その他の目的に使用いたしません。

利用番号		有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
備考	本日のみ		受付印
	館長	室長	館員
認印			

(表 面)

広島大学文書館閲覧室	
利用カード	
利用番号	
現住所	
氏名	
有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
広島大学文書館	

(裏 面)

- ・ 閲覧室に入室する際は、この利用カードを提出してください。
- ・ この利用カードは、本人以外は使用できません。
- ・ 記録等に含まれる情報を利用することによって、著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、利用者がその一切の責任を負うこと。

開館日 月曜日、火曜日、水曜日
但し祝日、12月28日～
翌年1月4日を除く

開館時間 9:30～16:30
利用申込時間 9:30～11:45
13:00～16:00

〒739-8524
広島県東広島市鏡山1-1-1
電話082(424)6050(代)

横5.4センチメートル
縦8.5センチメートル

閲覧申込票

様式第3号

平成	年	月	日	利用番号 フリガナ 氏名	記録等名、マイクロ・コマ番号	冊数	出	納
請求番号	リール番号							

(注) 1 太線わく内の事項を記入してください。
 2 マイクロフィルム化されているものは、原則マイクロフィルムによる閲覧になりますので、請求番号及びリール番号、マイクロ・コマ番号を記入してください。

備考	
----	--

複写申込書



広島大学文書館長 殿

平成 年 月 日

利用番号		フリガナ 氏名	
利用目的			
支払方法	<input type="checkbox"/> 公費 <input type="checkbox"/> 私費 請求宛名	送付先 (申請した住所 と異なる場合)	〒 — 電話 — —
請求番号	記録等名	複写部分 マイクロ・コマ番号等	
リール番号			
複写の種類	<input type="checkbox"/> 電子式複写(コピー) 用紙 (B5・A4・B4・A3) <input type="checkbox"/> 写真撮影 フィルムカメラ・デジタルカメラ モノクロ・カラー ネガ・ポジ (35mm・6×7・4×5・8×10) <input type="checkbox"/> マイクロリーダプリンタによる引伸印画(来館者のみ) <input type="checkbox"/> マイクロフィルムの複製作成 <input type="checkbox"/> その他 ()		

(注) 太線わく内の事項を記入してください。

下記事項に異存ありません。

記

- 1 複写を行うことにより、原本等を損傷させるおそれがあることが判明した場合は、複写を行わないことに同意すること。
- 2 著作権法上その他の責任が生じた場合は、申込者がその責任を負うこと。
- 3 撮影を行った際には、複製一部を広島大学文書館に寄贈すること。
- 4 複写物を出版掲載等に使用する場合には、出版掲載等利用承認申請書を提出すること。

様式第 5 号

決 済	館長	館 員

承認年月日			
平成	年	月	日

出版掲載等利用承認申請書

平成 年 月 日

広島大学文書館長 殿

機関名・責任者名

印

住所

電話

1 ①資料名及び請求番号

②使用部分

2 利用形式

3 出版物等の標題（書名）

4 ①出版社等

②著者（編者）

5 ①発行予定部数

②頒布予定価格

6 出版物等における当館所蔵資料の使用割合

（※記載例 全〇〇巻のうち〇〇巻、全〇〇頁のうち〇〇頁、〇〇% 等）

7 発行・放送予定年月日

下記事項に異存ありません。

記

- 1 著作権法上その他の責任が生じた場合は、申請者がその責任を負うこと。
- 2 記載事項に変更が生じた場合は、必ず広島大学文書館長に申し出ること。
- 3 出版掲載等には、広島大学文書館所蔵のものである旨及び原本の標題を表示すること。
- 4 出版物等は広島大学文書館の必要により、寄贈すること。

※ 当館所蔵資料の複写物を利用した出版物等を有償で頒布する場合は、出版物等における当館所蔵資料の使用割合等によって、別途取り決めが必要になる場合があります。

(4) 広島大学文書館教員選考基準内規 (平成 18 年 3 月 15 日規則、文書館長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学教員選考基準規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 82 号)第 8 条の規定に基づき、広島大学文書館の教員の選考基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員の選考基準)

第 2 条 教員となることができる者は、人格及び識見とも優れ、かつ、文書館の諸実務(整理、保存、公開等)に関して、高度の専門性又は教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

第 3 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号准助教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- (4) 文書館、公文書館、史料館等に在職し、特に優れた研究上の業績を有する者
- (5) 文書館の業務について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第 4 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 文書館、公文書館、史料館等に在職し、優れた研究上の業績を有する者
- (3) 文書館の業務について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第 5 条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第 3 条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 文書館、公文書館、史料館等に在職し、研究上の業績を有する者
- (3) 文書館の業務について、知識及び経験を有すると認められる者

(助教の資格)

第 6 条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第 7 条 この内規に定めるもののほか、広島大学文書館の教員の選考基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この内規による改正後の広島大学文書館教員選考基準内規(以下「新内規」という。)第3条第3号の規定の適用については、この内規の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
- 3 この内規の施行の際現にこの内規による改正前の広島大学文書館教員選考基準内規の規定により助教授として選考されている者は、新内規の規定により准教授に選考されたものとみなす。

(5) 広島大学文書館教員選考基準に関する申合せ（平成 18 年 3 月 15 日規則、文書館長決裁）

広島大学文書館教員選考基準内規第3条から第6条までに規定する各職位の資格については、次の要件とする。

I 第3条（教授の資格）関係

1. 第3条第1項第2号に規定する者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 10本以上の審査雑誌への掲載論文を有する者
- (2) 1冊以上の学術書(単著)出版を有する者

2. 第3条第1項第4号に規定する者は、次に該当する者とする。

文書館、公文書館、史料館等における5年以上の経歴を有し、特に優れた研究上の業績を有する者

II 第4条（准教授の資格）関係

第4条第2号に規定する者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文書館、公文書館、史料館等に在職し、審査雑誌への掲載論文1本以上で、合計10本以上の単著論文を有する者
- (2) 文書館、公文書館、史料館等における3年以上の経歴を有し、優れた研究上の知識及び経験を有する者

III 第5条（講師の資格）関係

第5条第2号に規定する者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文書館、公文書館、史料館等に在職し、合計5本以上の単著論文を有する者
- (2) 文書館、公文書館、史料館等における3年以上の経歴を有し、知識及び経験を有する者

IV 第6条(助教の資格)関係

第6条第2号に規定する者とは、合計3本以上の単著論文を有する者とする。

附 則

この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

(7) 関連規則等

①広島大学法人文書管理規則(抄) (平成16年4月1日 規則第122号)

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第23条及び広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における法人文書の適正な取扱い及び管理を行うため、接受、收受、起案、決裁、重要度、整理、保存、移管、廃棄等法人文書管理全体について、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 本学における法人文書の取扱い及び管理については、別段の定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人文書 役員又は職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、役職員が組織的に用いるものとして、本学が保有しているものをいう。
- (2) 教育・研究関係文書 法人文書のうち教員又は教員組織が主体となって管理するものをいう。
- (3) 法人文書ファイル 業務の能率的な処理及び法人文書の適切な保存を目的としてまとめられた相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。
- (4) 法人文書分類基準表 法人文書の適切な管理のため、本学の業務の性質、内容等に応じた系統的な法人文書の分類基準表であって、大分類、中分類及び小分類の3段階のツリ

一構造を基本とし、小分類の下に法人文書ファイルを類型化した標準法人文書ファイル名
その他必要な事項を記載したものをいう。

- (5) 法人文書ファイル管理簿 法人文書の適切な管理を行うとともに、法による開示請求
を行おうとする者の利便を図るために作成する帳簿(別記様式第1号)をいう。

—中略—

(移管)

第24条 文書管理者は、保存期間(保存期間が延長されたときは、延長後の保存期間。次条
において同じ。)が満了した法人文書(保存期間が1年未満のものを除く。)のうち、本学に
とって歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存する必要があるも
のについては、文書館に移管しなければならない。

- 2 前項の移管は、総括文書管理者と文書館長が協議の上、行うものとする。
3 文書館は、移管された法人文書について、文書管理システムに目録情報を登録し、総括
文書管理者に報告する。

(廃棄)

第25条 保存期間が満了した法人文書(保存期間が1年未満のものを除く。)は、前条第1
項の規定によるものを除き、原則として廃棄する。

- 2 法人文書の廃棄に当たっては、文書管理担当者は法人文書廃棄簿(別記様式第2号。以下
「廃棄簿」という。)に廃棄する法人文書の名称及び年月日を記載するとともに、文書管
理システムに入力し、文書管理者はその旨を総括文書管理者及び文書館長に報告しなけ
ればならない。
3 法人文書の廃棄は、廃棄する法人文書の内容に応じた方法で行うものとし、当該法人文
書に法第5条各号に規定する不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報が漏え
いしないようにしなければならない。
4 保存期間の満了した法人文書の文書館への移管及び廃棄に関し必要な事項は、別に定め
る。

(保存期間満了前の法人文書の廃棄)

第26条 文書管理担当者は、保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由
がある法人文書を廃棄しようとするときは、その名称、廃棄しなければならない特別の理
由及び廃棄予定年月日を記載した記録を作成し、文書管理者を経て総括文書管理者に提出
し、その許可を得なければならない。

- 2 文書管理者は、前項により廃棄するときは、文書館長に通知しなければならない。

—中略—

別記様式第2号 (第25条関係)

広島大学 年度法人文書廃棄簿						部課名等	
法人文書名	作成者	作成(取得)年月日	保存期間	廃棄年月日	廃棄方法	文書管理者の検印	

(注) 1 「法人文書名」欄は、法人文書ファイル名を記載することもできる。この場合には、法人文書名を記載したリストを添付すること。
 2 「廃棄方法」欄は、裁断、焼却等と記載すること。

② 広島大学法人文書の分類，保存，重要度，移管及び廃棄等に関する細則（抄）

（平成 17 年 3 月 24 日、副学長(人事・総務担当)決裁）

（趣旨）

第 1 条 この細則は，広島大学法人文書管理規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 122 号。以下「規則」という。)第 16 条の 2，第 19 条，第 23 条第 1 項，第 25 条第 4 項及び第 35 条の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)の法人文書の分類，保存，重要度，移管及び廃棄等に関し必要な事項を定めるものとする。

（分類）

第 2 条 法人文書の分類の基準は，本学の事務及び事業の性質及び内容等に応じた系統的な大分類，中分類及び小分類の 3 段階とし，別表第 1 のとおりとする。

2 規則第 19 条第 1 項に定める法人文書分類基準表は，別記様式のとおりとする。

3 文書管理者は，当該部局等において保有している法人文書を前項の法人文書分類基準表に基づき分類しなければならない。

（保存期間・重要度基準）

第 3 条 規則第 16 条の 2 第 2 項及び規則第 23 条第 1 項に定める法人文書保存期間・重要度基準は，別表第 2 のとおりとする。

（移管）

第 4 条 文書館公文書室長(以下「公文書室長」という。)は，法人文書の移管の日時を文書管理者と協議して定める。

2 前項により移管が決定した法人文書の文書館への移管作業は，原則として文書館が行う。

3 公文書室長は，移管された法人文書(以下「移管文書」という。)の移管後の措置について，文書管理者の意見を聴くものとする。

4 文書館長は，移管文書に不開示情報が記載されているときは，適切に管理しなければならない。

（廃棄）

第 5 条 当該年度に廃棄する法人文書はその旨を記し，当該部局等においてあらかじめ決められた場所に集める。

2 前項については，あらかじめ公文書室長に通知しなければならない。

3 移管後，文書館にて廃棄する場合は，文書館において文書管理システムにその旨を入力するとともに，当該部局等の文書管理者に通知する。

（文書館での保存）

第 6 条 保存期間満了前の法人文書のうち，部局等の保有する本学の歴史に係る各種資料については，総括文書管理者が指定する場所として文書館に保存することができる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

ただし、法人文書の移管及び廃棄の実施に関するものは、文書館が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成17年3月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学行政文書管理規程(平成13年広島大学規程第7号)の規定に基づき作成又は取得されている文書に係る法人文書の分類の基準及び保存期間(保存期間が永年のものを除く。)の満了する日の設定については、なお従前の例による。
- 3 この細則の施行の際現に旧広島大学行政文書管理規程の規定に基づき保存期間が永年と指定された法人文書については、作成又は取得から30年が経過した時点で、法人文書としての必要性を順次見直し、保存期間の延長、廃棄又は移管等の手続に付すものとする。

附 則(平成18年3月31日 一部改正)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日 一部改正)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

—別表略—

4. 個人業績リスト

(1) 小池 聖一

館長 小池 聖一 国際協力研究科准教授

学位 博士 (史学)

資格 教員免許(社会高校一級)、学芸員、国立公文書館職員研修 (第四期)

専門 日本近現代史、日本政治外交史、文書学

主要業績 (三点まで)

・『満洲事変と対中国政策』吉川弘文館、314pp. 平成 15 年 11 月

業績 (平成 16 年 4 月から平成 20 年 3 月まで)

(共著)

- 1 「戦後復興と森戸辰男の平和論」『広島から世界の平和について考える』平成 18 年 7 月
現代史料出版(担当 : pp. 111-140)
- 2 広島大学文書館編『地方自治とは何か―竹下虎之助回顧録―』現代史料出版、
平成 18 年 7 月、(p. 384)
- 3 広島大学 50 年史編集委員会、広島大学文書館編『広島大学五十年史 通史編』
広島大学(担当:pp. 75-98, 122-136, 174-222, 336-378, 407-429) 平成 19 年 9 月 (p. 883)
- 4 広島大学文書館編『広島大学の歴史』広島大学出版会
(担当:pp. 75-98, 122-136, 174-222, 336-378, 407-429) 平成 19 年 9 月 (p. 482)

(学術論文)

- 1 「国立大学法人化のなかの大学文書館―広島大学文書館の設立とその問題点―」
『京都大学大学文書館研究紀要』No. 3(pp. 1-13) 平成 17 年 3 月
- 2 「広島大学文書館のめざすもの」『広島大学文書館紀要』No. 7(pp. 5-13) 平成 17 年 3 月
- 3 「満州事変期、日本の対中国外交」『蒋中正與近代中日關係』第二卷、(pp. 121-138)
黄自進編、稻郷出版社(台湾) 平成 18 年 6 月
- 4 「森戸辰男の平和論」『広島平和科学』No. 28(pp. 1-25) 平成 18 年 7 月
- 5 「大学文書館論」『広島大学文書館紀要』No. 9(pp. 1-15) 平成 19 年 3 月
- 6 「文書から見た広島大学の政策過程」広島大学 50 年史編集委員会、広島大学文書館編『広島大学五十年史 通史編』広島大学(pp. 852-872) 平成 19 年 9 月

(研究報告書)

- 1 『オーラルヒストリー 西田亀久夫』 平成 16 年 10 月
平成 16 年度科学研究費[特別推進研究(COE)]研究成果報告書(政策研究院)(p417)
- 2 『オーラルヒストリー 藤波孝生』 平成 17 年 3 月
平成 16 年度科学研究費[特別推進研究(COE)]研究成果報告書(政策研究院)(p376)
- 3 「旧制広島高等学校の 26 年―総合科学部の源流―」展報告

- 『この10年のあゆみ 創立30周年記念事業報告書』(pp. 27-29) 平成17年3月
- 4 「戦後文教政策のオーラル・ヒストリー—史料としてのオーラル」『オーラル・メソッドによる政策の基礎研究』(平成12年度～平成16年度科学研究費補助金[特別推進研究(COE)] 研究成果報告書別冊3(成果報告会記録)(pp. 21-25) 平成17年3月
- 5 「広島大学文書館の現状報告」『大学アーカイブスのこれから』研究叢書第6号、全国大学史資料協議会(pp. 30-44) 平成18年2月
- 6 「「総合安全保障」と「環太平洋構想」への一階梯」『大平正芳関係文書の整理・公開・保存および研究基盤の創出に関する調査研究』(平成15年度～平成17年度科学研究費補助金基盤研究(B) 研究成果報告書(pp. 29-44) 平成18年3月
- 7 「総合政策」の文書学『大平正芳関係文書の整理・公開・保存および研究基盤の創出に関する調査研究』(平成15年度～平成17年度科学研究費補助金基盤研究(B) 研究成果報告書(pp. 85-102) 平成18年3月
- 8 『歴史家教育交流事業(中国) 専門家の意見交換記録』社団法人国際フレンドシップ協会、(p. 66, pp. 20-26, pp. 53-58) 平成19年3月
- 9 「梶山季之と広島大学、広島大学文書館」『時代を先取りした作家 梶山季之をいま見直す』中国新聞社(ISBN978-88517-349-3)(p. 138, pp. 70-77) 平成19年11月
- 10 『近代日本文書学に関する総合的研究』(平成18・19年度科学研究費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書)(p. 207) 平成20年3月

(解題・研究ノート・史料紹介)

- 1 「大平正芳記念館所蔵『大平正芳関係文書』解題」『大平正芳記念館所蔵大平正芳関係文書目録』平成15年度科学研究費(基盤B、課題番号15320085) 研究成果中間報告書 (P. (1)～p. (33)、p. 157) 平成16年3月
- 2 「解題 ヒロシマからHIROSHIMAへ」広島大学文書館編『聞き書き 平岡敬平和回想録』(pp. 212-221) 平成17年11月
- 3 「森戸辰男関係文書のなかの日本国憲法(1)～憲法草案と森戸辰男～」『広島大学文書館紀要』No. 9(pp. 29-44) 平成19年3月
- 4 「森戸辰男関係文書のなかの日本国憲法(2)～芦田小委員会と森戸辰男～」『広島大学文書館紀要』No. 9(pp. 29-44) 平成20年3月

(書評)

- 1 「名著再読 近衛文麿」『週刊ダイヤモンド』No. 4034(pp. 80) 平成16年6月
- 2 「名著再読 東大落城」『週刊ダイヤモンド』No. 4046(pp. 82) 平成16年9月
- 3 「今週の逸冊 中曾根康弘著『自省録』」『週刊ダイヤモンド』No. 4050(pp. 105) 平成16年10月
- 4 「名著再読 高橋是清自伝 上下」『週刊ダイヤモンド』No. 4058(pp. 96) 平成16年11月
- 5 「名著再読 「族議員」の研究」『週刊ダイヤモンド』No. 4070(pp. 86) 平成17年2月
- 6 「高橋是清」『大学新入生に薦める101冊の本』(pp. 100-101) 岩波書店、平成17年3月

- 7 「今週の逸冊 聞き書 宮澤喜一回顧録」『週刊ダイヤモンド』No. 4078(pp. 99) 平成 17 年 4 月
- 8 「名著再読 シベリア出兵の史的研究」『週刊ダイヤモンド』No. 4079(pp. 108) 平成 17 年 4 月
- 9 「名著再読 炎の日から 20 年」『週刊ダイヤモンド』No. 4093(pp. 90) 平成 17 年 8 月
- 10 「名著再読 学習社会の大学」『週刊ダイヤモンド』No. 4104(pp. 120) 平成 17 年 11 月
- 11 「名著再読 岸信介回顧録」『週刊ダイヤモンド』No. 4115(pp. 100) 平成 18 年 1 月
- 12 「名著再読 岡田啓介回顧録」『週刊ダイヤモンド』No. 4126(pp. 90) 平成 18 年 4 月
- 13 「書評『戦争・ラジオ・記憶』」中国新聞、平成 18 年 6 月 11 日
- 14 「名著再読 池田勇人その生と死」『週刊ダイヤモンド』No. 4137(pp. 138) 平成 18 年 7 月
- 15 「名著再読 歴史としての冷戦」『週刊ダイヤモンド』No. 4148(pp. 75) 平成 18 年 9 月
- 16 「名著再読 国を守る」『週刊ダイヤモンド』No. 4159(pp. 114) 平成 18 年 12 月
- 17 「名著再読 「世襲」代議士の研究」『週刊ダイヤモンド』No. 4170(pp. 124) 平成 19 年 3 月
- 18 「名著再読 「トップ屋戦士」の記録」『週刊ダイヤモンド』No. 4181(pp. 78) 平成 19 年 6 月
- 19 「名著再読 東京一ワシントンの密談 シリーズ戦後史の証言・占領と講和〈1〉」
『週刊ダイヤモンド』 No. 4192(pp. 72) 平成 19 年 8 月 25 日

20 「名著再読 名著再読 清沢冽」『週刊ダイヤモンド』 No. 4203(pp. 86) 平成 19 年 11 月 10 日
(辞典)

- 1 「池田勇人」(pp. 24-25) 「大平正芳」(pp. 94) 「岡田啓介」(pp. 102)
「森戸辰男」(pp. 408-409) 『近現代日本人物史料情報辞典』 平成 16 年 7 月

(その他)

- 1 「組織共用文書ファイルによる文書管理マニュアル」『広島大学文書館紀要』No. 7
(pp. 61-76) 平成 17 年 3 月
- 2 『『大学顛落』論争その後』『日本歴史』No. 687(pp. 89-90) 平成 17 年 8 月
- 3 「『森戸文書研究会』の今日」『日本歴史』No. 692(pp. 116-117) 平成 18 年 1 月
- 4 「大平正芳関係文書の整理・公開・保存および研究基盤の創出に関する調査研究」
『日本歴史』No. 692(pp. 117) 平成 18 年 1 月
- 5 「日曜エッセー 人と地域を結ぶ知の拠点」『中国新聞』 平成 18 年 2 月 5 日
- 6 教養の課題図書 110 「政治史」「外交史」『週刊ダイヤモンド』No. 4142(pp. 108) 平成 18 年 8 月
- 7 『予算特別委員会報(平成 19 年度広島県当初予算審査)』広島県議会(pp. 26-33) 平成 19 年 3 月

(研究助成)

- 1 平成 16 年 10 月 松下教育研究財団奨学寄附金 「森戸文書研究会」研究代表者 60 万円
- 2 平成 17 年度科学研究費補助金
基盤研究(C) 一般「近代日本文書学に関する総合的研究」研究代表者(200 万円)
- 3 国立大学法人九州工業大学 年史編纂 60 万円
- 4 第 36 回(平成 19 年度)三菱財団人文科学研究助成
「被爆地広島への復興過程における新聞人と報道に関する調査研究」研究代表者
(200 万円)

以上

(2) 小宮山 道夫

大学史資料室長 小宮山 道夫 文書館准教授

学位 修士 (教育学)

専門 日本教育史

主要業績 (三点まで)

- 1 「広島大学の創設過程と建学理念の形成に関する考察」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第 48 巻第 1 部、90～95 頁、2003 年 3 月
- 2 「明治期医師の履歴にみる修業形態の変遷—東京府の事例—」教育史学会機関誌編集委員会編『日本の教育史学』第 41 集、4～24 頁、1998 年 10 月
- 3 「医術開業試験をめぐる受験者の動向」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第 43 巻第 1 部、94～99 頁、1997 年 3 月

業績 (平成 16 年 4 月から平成 20 年 3 月まで)

(共著)

- 1 広島大学文書館編『広島大学の五十年』広島大学出版会、平成 19 年 9 月、(482 頁)
- 2 広島大学 50 年史編集委員会、広島大学文書館編『広島大学五十年史 通史編』広島大学、平成 19 年 3 月、(883 頁)
- 3 広島大学文書館編『広島大学の歴史』広島大学、平成 19 年 1 月、(25 頁)
- 4 佐藤尚子・大林正昭編『中日近現代教育比較研究』吉林大学出版社、平成 17 年 5 月、(384 頁)

(学術論文)

- 1 「実際の大学アーカイブズ考」『近代日本研究』23 巻、平成19年3月、83-111頁
- 2 「自校史教育が高校生の進路選択に及ぼす影響に関する研究(1)—進路指導の改善と大学に関する情報提供の充実—」『広島大学 学部・附属学校共同研究機構研究紀要』第35号、平成19年3月、297-306頁
- 3 「広島大学における国際人事交流のあゆみ」広島大学文書館編『広島大学文書館紀要』第8号、平成18年3月、11-28頁

(研究報告書)

- 1 平成 16 年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(1))研究成果報告書『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』研究代表者西山伸、(担当:58-64頁)平成17年3月

(解題・研究ノート・史料紹介)

- 1 「全国大学史資料協議会 2006 年度総会ならびに全国研究会」広島大学文書館編『広島大学文書館紀要』第 9 号、平成 18 年 3 月、45-57 頁
- 2 「1880 年代教育史研究会の成果と課題」1880 年代教育史研究会編『1880 年代教育史研究会ニューズレター』第 14 号、平成 18 年 1 月、
- 3 「第 9 回研究会特集」1880 年代教育史研究会編『1880 年代教育史研究会ニューズレター』第 12 号、平成 17 年 7 月、3-4 頁

4 「二高研究の現状と課題に関する報告を振り返って」 1880 年代教育史研究会編『1880 年代教育史研究会ニューズレター』第 12 号、平成 17 年 7 月、1-2 頁

5 「第二高等学校医学部関連資料調査記録」 1880 年代教育史研究会編『1880 年代教育史研究会ニューズレター』第 8 号、平成 16 年 8 月、7-8 頁

(書評)

特になし。

(辞典)

特になし。

(その他)

1 「『平和学術文庫』の開設について」『芸備地方史研究』第 250・251 号、平成 18 年、36-37 頁

2 「広島大学文書館の特色」『九州大学大学史料室ニュース』第 24 号、平成 16 年、4-6 頁

(研究助成)

1 平成 16 年度後期広島大学研究支援金

「地域性と高等教育機関の存廃に関わる実証的研究」研究代表者(30 万円)

以 上

(3) 石田 雅春

公文書室長 石田 雅春 文書館助教

学位 博士 (文学)

資格 中学校教諭一種免許(社会科)、高等学校教諭一種免許(日本史)、学芸員となる資格
個人情報保護士

専門 日本近現代史、日本近現代教育史

主要業績 (三点まで)

学位論文『戦後日本における文教政策の展開と構造—教科書問題を中心に—』(平成 17 年、広島大学提出)

業績 (平成 16 年 4 月から平成 20 年 3 月まで)

(共著)

1 広島大学文書館編『地方自治とは何か—竹下虎之助回顧録—』現代史料出版、平成 18 年 7 月、(p. 384)

2 広島大学文書館編『広島大学の歴史』広島大学、平成 19 年 1 月、(p. 25)

(学術論文)

1 「1955 年前後の文教政策と教科書問題—「逆コース」の理解に対する一考察—」

『九州史学』(査読あり) 140 号 pp. 25~43 平成 17 年 2 月

2 「高等学校再編成における広島県軍政部の役割に関する一考察」

『芸備地方史研究』(査読あり) 247 号 pp. 1~18 平成 17 年 6 月

3 「三木内閣の経済政策と大平正芳蔵相の役割—「三木おろし」の政策的背景に関する一考察—」

『大平正芳関係文書の整理・公開・保存および研究基盤の創出に関する調査研究報告書
平成 15 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) 研究成果報告書』(査読なし) pp. 45~63
平成 18 年 3 月

4 石田雅春・高木泰伸「木村静彦の事績に関する一考察」

『芸備地方史研究』(査読あり) 256 号 p. 1~16 平成 19 年 6 月

(研究報告書)

特になし

(解題・研究ノート・史料紹介)

1 「大平正芳関係文書所蔵「取材メモ」について」

『大平正芳関係文書目録 平成 15 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) 研究成果中間報告書』(査読なし) pp. 35~46 平成 16 年 3 月

2 平岡敬関係文書「解題」(pp. 1~4) (査読なし)

『平岡敬関係文書目録 第 1 集』(IPSHU 研究報告シリーズ No. 34 平成 17 年 7 月 広島大学
平和科学研究センター) 所収

3 「敗戦直後におけるアメリカ軍の進駐に関する一考察—中四国地方を中心に—」

『文化交流史比較プロジェクト研究センター報告書』(査読なし) pp. 20~35 平成 19 年 3 月

4 「ヒロシマの被害と加害に関する一考察—平成 3 年の平和宣言を題材に—」

『CURES』（査読なし、金沢大学地域経済情報センター、平成20年2月発行予定）

（書評）

特になし。

（辞典）

1 「津島寿一」（pp. 149）

伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典2』（2005年11月 吉川弘文館）所収

（その他）

特になし。

（研究助成）

1 平成16年度科学研究費補助金

特別研究員奨励費 「戦後日本における文教政策の展開と構造」研究代表者(190万円)

以 上

あとがき

国立大学法人化のなか国立大学は、海図なき航海に船出をしたとされています。護送船団によって守られ、ひたすら「ミニ東大」「ミニ京大」を目標に、学部・大学院を整備してきた地方国立大学では、このような感想を持つ方が多いのではないのでしょうか。

しかし、国立大学法人化は、地方国立大学にとって絶好のチャンスであると考えています。国立大学の個性化が標榜されるなか、官吏養成学校として成立し、スタンダードであるが無個性化が進んだ東京大学や、その対極にあることが個性とされる京都大学に比し、地方国立大学は、地域特性を個性化とすることができるからです。

しかし、個性化は、既存の学部・大学院や、特に理系の研究ではなかなか困難なのではないのでしょうか。既存の学部・大学院では、研究領域を横断した組織が作りにくく、理系の研究は、「人」である研究者に投資されるため、大学全体の個性にまで昇華できません。そもそも、理系の研究は、時を共有してグローバルに展開しており、地域特性を反映させにくいのです。この点、文系研究でも、グローバル化が意識されていますが、導入される時は周回遅れであり、地域特性を説明することができても個性として発信することができないことも多いのではないのでしょうか。

むしろ、個性化を主張するのであれば、地域（ローカル）であることを自覚して発信し続けることによって、グローバル・スタンダードを自ら作るという意識が必要ではないのでしょうか。ローカルであり続けることが、今日、地方国立大学にとって重要なことだと考えています。

その際、大学の存在、それ自体を個性化させ、同時に地域特性を反映する組織の育成が地方国立大学にとって最も重要です。その意味で、大学それ自体を個性化させる働きを有し、同時に、地域特性も持ち合わせ、情報公開という機能によって常に外に開くことができる組織こそが必要であり、これが可能なのが大学文書館だと考えています。

本外部評価報告書は、一面で文書館の四年間にわたる営為を記したものでもあります。国立大学で二番目となった広島大学文書館の設置は、牟田泰三学長の英断、山西正道副学長・頼祺一広島大学五十年史編集委員長のご尽力によるものです。しかし、文書館の歩み自体は、平坦なものではありませんでした。平成 16 年 4 月に設置された当初、評議会で承認されていた助教授・助手枠が配分されず、助手一枠で発足しなければならなかったからです。このため、五十年史編集業務が終了していないにもかかわらず、五十年史編集室・文書館設立準備室時に二人いた助手のうち、一名を教務補佐員としなければなりません。文書館設立準備室長から、文書館長となった私にとっては、最低限と考えていた人員構成にするため、できうる限りのことをしたと考えています。本報告書は、その過程で文書館員一丸となって行った努力の結果でもあります。助手にもどった菅真城氏は、現在、大阪大学文書館設置準備室に講師として勤めています。これは、菅氏の能力が評価されてのことですが、皆で力を合わせてきた我々広島大学文書館が対外的にも認められたことであるとも思い、本当にうれしく感じました。現在、大阪大学文書館設置準備室とも提携関係を深め、大学文書館の普及を図っているところです。

最後になりましたが、年度末というご多忙中のなか、第三者評価委員として評価をいただいた有馬学先生、大濱徹也先生、鈴木秀幸氏、長富健三氏に感謝いたします。有難うございました。本外部評価報告書は、広島大学文書館にとって、一通過点であり、今後の発展をする上での一里塚であると考えています。本報告書におけるご指摘を真摯に受けとめ、浅原利正学長のもと広島大学と共にある文書館として、さらなる発展を期したいと考えております。

平成 20 年 3 月 31 日

広島大学文書館
館長 小池 聖 一

広島大学文書館外部評価報告書

編集 広島大学文書館

発行 平成 20 年 3 月 31 日

印刷 (株)ニシキプリント

